農業　一郎一嘉淵花　四十一歳
宮城縣宮城郡鳥居原字室砂村砂原百五十二番地
農業ノ傍ラ青年會ノ為メ尽力セラルル外村會議員ニ選ハレ在郷軍人會ニ於テモ重キヲ爲シ居ラルル

商業　中谷吉之助　五十五歳
宮城縣仙臺市通リ山杉町二百番地
二百年來同地ニ在現住居ニ以來本業ノ外大正六年ヨリ十余年來町會議員ニ選ハレ町政ノ爲メ盡力セリ

職工　寺島長右衛門　五十九歳
宮城縣仙臺市荒町百七十二番地
三十年間本業ニ精勵シ物品評會等ニ出品屢々賞狀ヲ授與セラレタリ

農業　西村丈吉　六十四歳
宮城縣仙臺市原町苦竹四十四番地
代々農業ニ從事ス多年農産ノ進歩改良ニ努力ス

宮城縣

農業　助利邊田　五十歳
千葉縣印旛郡佐倉町本町十五番地
代々農業ニ從事シ農産ノ改良發達ニ努力スル外村會議員ニ選舉セラレ厚ク信賴セラレ厚任ヲ負ヘリ

農業　治保本杉　四十八歳
宮城縣黒川郡大松澤村字大松澤百六十四番地
日露戰役ノ際ハ召集ニ應ジ勳功ニ依リ勳八等ニ叙セラレ尚ホ在鄉軍人會ノ幹事ヲ勤メ又青年團長ヲ勤メ村會議員ニ選ハレ村政ノ爲メ盡力セリ

農業　善野邊内　三十三歳
宮城縣宮城郡高砂村字北原百三十四番地
大正七年ハルピン居留民團ノ爲メ盡力シ其功ニ依リ勳八等ニ叙セラレ尚ホ在鄉軍人會ノ幹事ヲ勤メ又青年團長ヲ勤メ村會議員ニ選ハレ村政ノ爲メ盡力セリ

農業　和泉大右衛門　四十二歳
宮城縣宮城郡七郷村荒井四十五番地
代々農村ノ改良發達ニ努力シ産業組合ニ關係シ其ノ他農事ニ關スル諸會ニ出席シ意見ヲ述ベ又實地ニ就キ指導ヲ與ヘ村會議員ニ選ハレ村政ノ爲メ盡力セリ

農業　政四郎子庄　四十五歳
宮城縣仙臺市長町北町三十三番地
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル農業ノ改良發達ニ盡力シ又村會議員ニ選舉セラレ村政ノ爲メ盡力セリ

洋服ガンボ業　敬太郎山越　三十三歳
宮城縣仙臺市東一番丁八十八番地
三重縣出身大正十年獨力開業シ經營宜シキヲ得益々繁昌ス

農業　歳十八　郎四新子庄

宮城縣宮城郡七郷村荒井字百十二番地

代々農ヲ業トシ良改ノ農村ニ率先シテ之ガ普及ニ勉メ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳九十三　吉善子庄

宮城縣宮城郡七郷村荒井字百十四番地

代々同地ニ於テ農ヲ業トシ良改ノ農事ニ率先シテ之ガ普及ニ勉メタリ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳六十三　七久木鈴

宮城縣宮城郡高砂村字東神明田百十二番地

代々農ヲ業トシ良改ノ農事ニ率先シテ之ガ普及ニ勉メタリ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳四十一　郎一嘉淵花

宮城縣宮城郡高砂村字原百十五番地

長年青年ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ又青年団体ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳六十一　治駒橋高

宮城縣宮城郡七郷村荒井字百十七番地

當部落ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ又青年団体ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳六十三　郎次安淵岩

宮城縣栗原郡若柳町二段二十九番地

當部落ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ又青年団体ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳三十七　郎三善藤伊

宮城縣栗原郡志波姫村北郷白山三十一番地

當部落ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ又青年団体ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳四十八　治保本杉

宮城縣栗原郡尾松村字原六十四番地

日露戦役ノ際ハ勤労ニ依リ功績顕著ニシテ勲七等青色桐葉章ヲ授与セラレ又在郷軍人会ノ為メ勤労ヲ奨励シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳五十五　助之吉谷中

宮城縣仙台市通山杉ノ目百二十四番地

以前ハ本業ノ外ニ雑貨店ヲ開業シ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

農業　歳三十七　内善野浅

宮城縣宮城郡高砂村字原百十七番地ノ一

大正七年ハルピンニ在住中ニ勲八等功七級ヲ授与セラレ又自ラ模範ヲ示シ農事ノ改良発達ニ努メタリ

歳四十五　農業　**七孫原相**
宮城縣名取郡六郷村下飯田
地番八十九
代々農ヲ業トシ村長ト兼務ノ傍ラ農事ニ従事ス
熱ト農ニ対スル研究ト創意トニ富ミ常ニ農業ノ改良ニ努メツヽアリ

歳五十五　農業　**藏富橋高**
宮城縣志田郡高倉村引田
農會代議員トシテ農事ノ改良ニ盡力セラレ又部落ノ信用組合ノ組織ニ際シテハ率先シテ之ニ加入シ其ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ尚ホ産業組合中央會ヨリ表彰セラレタル篤農家ナリ

歳八十四　農業　**助之勝山横**
宮城縣志田郡高倉村新沼
地番四十四
自營兼副業トシテ養蠶ニ從事シ又村ノ農事試驗場ノ蠶業指導員トシテ其ノ技術ヲ傳習セシメ又村長トシテ村ノ産業ノ發展ニ盡力セラレ尚ホ産業組合中央會ヨリ表彰セラレタル篤農家ナリ

歳六十一　農業　**七民浦三**
宮城縣栗原郡志波姫村白幡
地番一上
永年農村ノ進歩發達ニ努力セラレ近隣ノ信用ヲ厚クシ又白幡青年會ヲ組織シテ青年ノ修養ニ努メ青年ノ指導ニ當リ其ノ功績顯著ナルモノアリ

歳四十二　農業　**悟橋高**
宮城縣栗原郡瀬峰村字里大字村中
地番二
代々農業ニ從事シ今日ニ至ルマデ眞摯ニ農事ノ改良ニ努メ又村ノ公共事業ニ對シテハ率先シテ之ニ當リ其ノ功績顯著ナルモノアリ

歳五十四　社會事業　**治酉坂早**
宮城縣黒川郡吉岡町下町
地番七
大正三年本業ノ傍ラ副業トシテ養蠶ヲ開始シ今日ニ至ルマデ其ノ研究ト努力トニ依リ其ノ技術ハ郡内ニ於ケル養蠶ノ模範トナリ又大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ村會議員ノ職ニアリテ村政ノ發展ニ盡力シ又大正十二年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ産業組合ノ理事ノ職ニアリテ組合ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ吉岡町消防組ノ副組頭ノ職ニアリテ町ノ消防ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ吉岡町青年團ノ團長ノ職ニアリテ青年ノ修養ニ努メ青年ノ指導ニ當リ其ノ功績顯著ナルモノアリ

歳九十四　鞋職・雑貨商　**藏庄井石**
宮城縣石ノ巻町立町
地番九十四
明治四十二年開業日露戰役ノ功ニ依リ勳八等白色桐葉章ヲ授與セラレ尚ホ日露戰役ノ際ハ國防義會員トシテ出征軍人ノ家族ノ慰問ニ當リ又大正三年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ町會議員ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ町内人會ノ會長ノ職ニアリテ町内ノ人心ノ融和ニ努メ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻商業會議所ノ議員ノ職ニアリテ商業ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻町ノ助役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻町ノ收入役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻町ノ助役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ

歳六十五　醸造商　**吉留藤須**
宮城縣石ノ巻町高
地番七十
常ニ六代目同町ニ於ケル老舗ナリ醸造業ヲ營ミ又三代目主人ノ頃ニ於テ石巻町ノ助役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻町ノ收入役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ尚ホ大正十年ヨリ昭和二年ニ至ル間ニ於テ石巻町ノ助役ノ職ニアリテ町政ノ發展ニ盡力シ

歳四十四　農業　**作義田鎌**
宮城縣栗原郡志波姫村堤
地番四十五
代々農業ニ從事シ在鄉軍人分會役員消防組合員模範軍人トシテ表彰セラレタリ

歳五十一　農業　**門衛右卯高橋**
宮城縣志田郡荒雄村字宮袋
地番二十
三代目當主ニシテ柔術ニ長ジ三段免許ニシテ大日本武德會宮城支部ノ代議士タリ

歳五十六　農業　**藏龜藏三**
宮城縣名取郡秋保村字湯元本橋二十二番地
代々農業ニ從事ス當主ハ目下四代目ニシテ村會議員ヲ勤メ村内ニ於ケル信用厚シ

歳六十　農業　**亟之十邊渡**
宮城縣名取郡増田町下田余二百三番地
自營ハ養蜂ニシテ農事ノ餘暇ヲ以テ發賣ス當主ハ四代目ニシテ村會議員ヲ勤メ村内ニ於ケル信用厚シ

歳六十六　農業　**吉市田長**
宮城縣名取郡中田村前田字中三十二番地
會社組織東北産業株式會社ノ取締役ニシテ農事ノ餘暇ヲ以テ代々農業ニ從事ス當主ハ四代目ニシテ村會議員ヲ勤メ村内ニ於ケル信用厚シ

歳五十四　農業　**七孫原相**
宮城縣名取郡六郷村下飯田字中八十九番地
代々農業ニ從事ス當主ハ村會議員副議長ヲ勤メ村内ニ於ケル信用厚シ

歳十六　農業　**衛兵城結**
宮城縣名取郡南部村字湯元本橋二十二番地
代々農業ニ從事ス當主ハ目下四代目ニシテ村會議員ヲ勤メ村内ニ於ケル信用厚シ

歳五十九　商穀米　**平喜藤佐**
宮城縣名取郡増田町字入間野字木村八六七番地
當主ハ四代目ニシテ明治三十年頃ヨリ穀類ノ仲買ヲ營ミ現在ニ至ル

歳六十　農業　**治善地菊**
宮城縣刈田郡蔵王村大字遠刈田字本町百三番地
當主ハ四代目ニシテ明治三十年頃ヨリ農業ニ從事ス

歳五十四　杜氏業　**治酉坂早**
宮城縣黒川郡吉岡町下町七番地
大正三年本業ノ傍ラ國家ノ爲メ軍事扶助會分會長ヲ引受ケ出征軍人ノ家族ニ對シ慰問ヲ怠ラズ又出征軍人ノ歸還ニ際シテハ歡迎會ヲ開キ其ノ勞ヲ犒ヒ又戰死者ノ遺族ニ對シテハ弔慰金ヲ贈リ其ノ他出征軍人ノ家族ニ對シ農業ノ手傳ヲナシ又出征軍人ノ留守宅ニ對シ慰問ヲ怠ラズ

歳五十五　農業　**藏富橋高**
宮城縣志田郡高倉村引田
農會代議員トシテ農村發展ニ盡力セラレ帝國在鄉軍人分會ニ於テハ會長ヲ受ケ狀況感回ニヨリ會員ヲ督勵シ軍事扶助ニ努力セラル

歳　農業　**勝山横**
宮城縣志田郡高倉村折
自營關長高倉消組保護
保安ニ盡力セラル

歳四十九　砂糖雜穀商　**石井庄藏**
宮城縣石ノ巻町立町百四十九番地
明治四十二年開業日露戰役ノ功ニ依リ叙ヒ
員壹與勞國員會合組織等ニ參加ス

商　**須藤**
宮城縣石ノ巻町百十
常主ハ三代目ニシテ
良ノ人町内ニ於ケル信

歳六十三　業農　次源瀧大
山形縣西置賜郡吉島村大字口山三千四百五十番地
農事改良ニ精勵スル傍ラ副業トシテ蠶業ヲ奬勵シ産繭額年増ノ傾向アリ

歳三十九　業農　松義木鈴
山形縣東置賜郡吉島村大字三千三百十三番地
内外ニ率先シテ農事改良ニ勵精シ其ノ功績顯著ニシテ村民ノ信望厚シ

歳四十三　業工細竹　郎太角越本
山形縣山形市旅籠町四百二十二番地
戰功ニヨリ勳八等ニ敍セラレ且ツ日露戰役ニ際シ從軍シ屢〻殊功ヲ樹テ其ノ武勳ヲ全國ニ顯揚セラル

歳三十五　業漁物海　吉嘉本宮
山形縣東置賜郡石ノ巻町海門百二十三番地
日露開戰ニ際シ屢〻召集ニ應ジ奉天ノ會戰ニ參加シ其ノ後數回ニ亘リ軍事輸送ニ從事シ戰役ニ關シ勳八等ニ敍セラレ且ツ日露戰役從軍記章ヲ授與セラル

歳十五　業農　治代嘉浦三
宮城縣牡鹿郡鮎川浜字大向百二十番地
明治二十六年別家ノ際日露戰役ニ從軍シ勳八等ニ敍セラレ且ツ日露戰役從軍記章ヲ授與セラル

歳五十五　業農　門衛左市田武
宮城縣栗原郡山下村字山寺石堂五十五番地
二十四代連綿トシテ農業ニ從事シ農村ノ開發進歩ニ貢獻スル所多ク前村會議員ニ當選セリ

山形縣

歳六十六　業農　次源瀧大
山形縣西置賜郡吉島村大字口山三千四百五十番地
農事改良ニ精勵スル傍ラ副業トシテ蠶業ヲ奬勵シ産繭額年増ノ傾向アリ

歳七十三　次清　兒勝　農業
山形縣西置賜郡東村松村ニ於テ
地番五十九百七十番ノ一ニ藤井
農業ヲ営ミ年々多額ノ納税ヲ為
シ尚ホ在郷軍人分会ノ為メ尽力
シ又村会議員ニ選挙セラレ村治
ノ為メ尽力シ尚ホ産業組合ノ為
メ尽力シ尚ホ村内ノ為メ尽力シ
タル事績顕著ナルヲ以テ茲ニ之
ヲ表彰ス

歳五十四　郎太惣藤齋　農業
山形縣西置賜郡東置賜郡白鷹村
地番二十六百五十二番ノ一ニ住
シ明治十二年ヨリ大正十一年ニ
至ル四十年間ノ永キニ亘リ一日
ノ如ク勤勉力行シ尚ホ其ノ間ニ
於テ家業ノ余暇ヲ以テ村内ノ為
メ公共事業ニ尽力シ又村会議員
ニ選挙セラレ村治ノ為メ尽力シ
尚ホ産業組合ノ為メ尽力シ尚ホ
村内ノ為メ尽力シ尚ホ在郷軍人
分会ノ為メ尽力シ尚ホ消防組ノ
為メ尽力シ尚ホ学務委員ニ選挙
セラレ教育ノ為メ尽力シ尚ホ村
内ノ為メ尽力シ尚ホ産業組合ノ
為メ尽力シ尚ホ村内ノ為メ尽力
シ尚ホ村内ノ為メ尽力シ尚ホ村
内ノ為メ尽力シ尚ホ村内ノ為メ
尽力シ尚ホ村内ノ為メ尽力シ尚
ホ村内ノ為メ尽力シ尚ホ村内

歳五十三
地番四
ト員委生

歳十四　昇　坂　小　業　農
山形縣東置賜郡南窪田村字小瀬二百七十番地
活動家ニシテ滑小頭小防火等ノ際ハ組合ヲ組織シ
人軍郷在員實調業農ニシテ家ノ為ニ盡瘁ス

歳六十六　助之子山船　業　農
山形縣西置賜郡川添大字大川字泉寺二千七百十五番地
組織ニ專心努力シ等ノ為メ拜受ヲ賞ス
數回ニ亘リ農事改良ニ多年會青年長ヲ勤メ
ナリ

歳四十三　門衛左利木鈴　業　農
山形縣西置賜郡西根村字大字片子六百七十二番地
農事改良ニ多年會青年長ヲ勤メ
員實調業農員實調計統又年
ナリ

歳十五　作　金　山　横　業　農
山形縣西置賜郡豊田村字大字時庭二百七十五番地
一四一
農事改良ニ專心努力シ成功セリ
國家ノ為メ多年
ナリ

歳三十五　郎　四　與　野　新　業　農
山形縣西置賜郡川添村大字松原二百九十九番地
農會組長ヲ勤メ農事改良ニ特ニ盡瘁シ
ナリ

歳九十四
地番四十二
多事ス力盡

歳五十六　定　馬　但　業　農
山形縣東置賜郡小大村字生成山村
九十五百四十四番地
合組防火等ノ際ハ小頭ニシテ活動家ニシテ滑稽メル綽名ヲ有スル
支部長衛生委員等ヲ多年ニシテ
ス

歳六十六　彌　鶴　野　清　業　農
山形縣南置賜郡原村字大字李八三八番地
一五
農事改良ニシテ努力シ等ノ為メ
組合組織ス多年ニシテ
員組會合

歳十六　助　要　藤　須　業　農
山形縣南置賜郡馬場村字大字片子六百七十番地
二ノ五
家ヲ以テ勤メ多年ニシテ
ス

歳六十六　次　與　伊　藤　齊　業　農
山形縣南置賜郡三澤村大字籠澤三百三十三番地
四
代々寫眞ノ業ヲ以テ家業ト
ニシテ
ス

歳五十四　吉　尚　崎　川　業　農
山形縣西置賜郡原村大字樽千九百九十四番地
遥盡家士ノ寫眞ヲ撮影シ專ニ念ス
年多事ス良改事農ニ
ナリ

歳四十四　**郎五清野仲**　實販品物業
山形縣東村山郡成生村百八十五番地
温厚篤實ノ士ニシテ家業ノ傍ラ村用ニ關シ公共ノ爲メ盡ス所多大ナリ

歳四十八　**藏重平公**　農業
山形縣東村山郡蔵増村乙八百二十番地
教育家トシテ知ラレ多年教育ニ從事シ青年ノ爲メ盡ス所多大ナリ

歳三十五　**吉虎田本**　農業
山形縣南置賜郡宮内村大字中田二百三番地
代々農事ニ精勵又組長消防部長ニ選ハレ村内ノ爲メ盡ス所多大ナリ

歳四十四　**昇坂小**　農業
山形縣南置賜郡窪田村字小瀬二百七番地
軍人遺族ニシテ農業ノ傍ラ消防組ニ入リ活動ス

歳六十六　**助之子山船**　農業
山形縣南置賜郡川添村大字添川千五百三十番地
組長ニ選ハレ多年ノ間能ク其職ヲ盡シ又村會議員トシテ重要ノ職ニアリ

歳七十五　**次富嵐十五**　農業
山形縣東村山郡高擶村高擶字外一番地
特志家ニシテ農事ノ改良ニ從事シ又組合長トシテ重要ノ職ニアリ

歳四十一　**治廣子九**　農業
山形縣東村山郡出羽村七浦字中内百二十二番地
人格温厚篤實ニシテ農事ノ改良ニ專心ニ從事シ又村會議員トシテ重要ノ職ニアリ

歳四十九　**郎太恒山舟**　農業
山形縣東村山郡山邊町三河屋字四十二番地
多年農事ノ改良ニ盡力シ又村會議員トシテ重要ノ職ニアリ

歳五十六　**定六馬但**　農業
山形縣東村山郡成生村大字小瀬四百五十九番地
消防組合ノ組長トシテ多年ノ間能ク其職ヲ盡シ又村會議員トシテ重要ノ職ニアリ

歳六十六　**彌鶴野清**　農業
山形縣南置賜郡南原村大字字山八三五番地一
農事改良ニ勞力シ農業倉庫委員トシテ貢献スル所多大ナリ

歳九十六　農業　**井上想次郎**
山形縣西村山郡寒河江町丙千百四十三番地
代々篤農家トシテ知ラル温厚ノ士納稅組合長村社氏子總代トシテ尽瘁ス

歳一十五　農業　**七祐邊渡**　業材製
山形縣西村山郡寒河江町大字江二百六十九番地
勤勉ニシテ事業ニ熱心ナル農家ニシテ副業トシテ養蠶ニ從事シ其ノ收穫ハ常ニ他ノ模範タリ

歳四十三　農業　**松富藤伊**
山形縣西村山郡本郷村大字本郷百四十五番地
温厚篤實ノ士ニシテ夙ニ國家ノ爲メ盡瘁シ在鄉軍人分會役員トシテ常ニ率先躬行ノ實ヲ擧ケ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ

歳三十四　農業　**海野茂次郎**
山形縣西村山郡西五百川村三百六十二番地ノ一
代々篤農家トシテ知ラレ信用組合長村社正社員トシテ夙ニ赤十字ノ爲メ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

歳四十五　農業　**浦松英次**
山形縣東村山郡大字清水百二十四番地
信望絶大青年團長村會議員區會議員村治調査會委員トシテ夙ニ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ

歳四十四　農業　**柏倉隆造**
山形縣西村山郡本郷村大字橋上百七十二番地
信望絶大ナル篤農家ニシテ夙ニ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ村會議員トシテ又信用組合長トシテ常ニ率先躬行ノ實ヲ擧ケ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ

歳一十六　農業　**吉見與左衛門**
山形縣西村山郡西村山大字海味百四十二番地
信望絶大ナル篤農家ニシテ夙ニ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ村會議員トシテ又信用組合長トシテ常ニ率先躬行ノ實ヲ擧ケ村治ノ進運ニ貢献スル所大ナリ

歳三十四　農業　**大次善嵐十五郎**
山形縣西村山郡左澤町大字富事六百六十番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳八等拜受農事改良ニ精勵スル事多年現農事組合組長タリ元消防手ニシテ活動ス

歳七十七　農業　**治清井國**
山形縣西村山郡高松村八拾八番地
農事改良ニ精勵スル事多年現農事組合組長タリ元消防手ニシテ活動ス

歳六十五　農業　**大泉喜三郎**
山形縣西村山郡本郷村月布二三二四合併地
農事改良ニ精勵勤勉努力ノ功成リテ家産增大農會總代信用組合理事タリ

歳四十四　**農業　關口鹿藏**　**拔擢及賞**
山形縣西村山郡白岩町三百五十番地
農業ニ從事シテ多年勤勞ノ結果其ノ功績顯著ナリタルヲ以テ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳六十三　**農業　渡邊久兵衛**
山形縣西村山郡西村山村大字岩根澤百八十一番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳三十五　**農業　吉祐藤遠**
山形縣西村山郡大谷村大字谷地百九十九番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳六十九　**農業　井上想次郎**
山形縣西村山郡寒河江町大字寒河江字四千百四十三番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳二十四　**商業　濱田源太**　**賣捌品**
山形縣西村山郡大谷村大字谷地千百五十八番地
商業ニ從事シテ多年勤勞ノ結果其ノ功績顯著ナリタルヲ以テ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳四十八　**農業　熊谷勇太郎**
山形縣西村山郡高松村大字米澤百四十四番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳六十三　**農業　國井彌助**
山形縣西村山郡西根村大字日田日百六十六番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳四十四　**農業　柏倉隆造**
山形縣西村山郡本郷村大字橋上百七十二番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳一十五　**製材業　渡邊七祐**
山形縣西村山郡寒河江町大字寒河江字甲二六六番地一
製材業ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

歳六十一　**農業　吉見與左衛門**
山形縣西村山郡西村山村大字海味字内川百三十三番地
農事改良ニ關シ率先躬行其ノ模範ヲ示シ又產業組合ノ組織ニ參畫シ專ラ其ノ發展ニ努メ大正十年十一月十日賞狀及賞金ヲ授與セラル

農業　内吉達安　三十八歳
山形縣南村山郡柏倉村大字門村傳柏倉二ノ一番地
明治四十九年ヨリ勤勉努力ノ結果ニ依リ農事改良ノ功ニヨリ日露戦役従軍ノ際七等功級ヲ受ク又村内ノ為メ尽力スル事大ナリ現ニ村内有志ノ推薦ニヨリ柏倉村大字門村傳柏倉二ノ一番地ニ住シ農事ノ傍ラ村会議員ノ職ニアリ

農業　堀江與五郎　五十七歳
山形縣南村山郡中川村大字高野五番地
農事ニ精勵シ傍ラ小学校ノ為メ尽力スル事多ク村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　木村清松　五十五歳
山形縣南村山郡南村大字上野生居六十二番地
人望絶大村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

地主　尾形七蔵　五十一歳
山形縣南村山郡富生村大字金生四番地
地主トシテ信望アリ村長ノ職ニアリ

農業　後藤茂治　四十八歳
山形縣南村山郡遊佐村大字八森五十七番地
農事改良ニ勤勉努力スル事大ナリ現ニ村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　中村長三郎　五十六歳
山形縣南村山郡柏倉村大字門傳柏倉二番地
日露戦役従軍ノ際七等功級ヲ受ク又村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　鈴吉五郎　五十一歳
山形縣南村山郡堀田村字柳平五十四番地
農事ニ精勵シ傍ラ村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　澁谷專吉　六十六歳
山形縣南村山郡東澤村大字新山五十六番地
風厚ク区長区会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　岡崎淺藏　四十六歳
山形縣南村山郡東澤村大字小國川二十六番地
日露戦役従軍ノ際八等功ニヨリ賞勲ヲ受ク又村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　安達市三郎　五十六歳
山形縣南村山郡柏倉門村大字柏倉二十二番地
明治三十年ヨリ今日ニ至ル迄村内有志ノ推薦ニヨリ村会議員ニ選挙セラレ村長ノ職ニアリ

農業　藏助藤近　四十六歳
山形縣南村山郡山口村大字大澤本村二百六十番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳八等ヲ拜受シ村評議員十五年ノ長キニ亘リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　三儀藤佐　五十六歳
山形縣南村山郡山口村大字大澤本村二百五十五番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳七等ヲ拜受シ村評議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　助卽尾横　三十八歳
山形縣南村山郡本澤村大字二百二十八番地
農業ノ發達ニ力ス

農業　吉内達安　三十八歳
山形縣南村山郡柏倉門村大字柏倉二百二十九番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳八等ヲ拜受シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　郎五與江堀　五十七歳
山形縣南村山郡中川村高野五番地
農事ニ精勵ノ傍ラ村治防小頭組合伍長トシテ村事ニ盡力シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　治專山村　三十八歳
山形縣北村山郡山口村大字山口百六十二番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳七等ヲ拜受シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　藏仙沼黒　六十四歳
山形縣南村山郡柏倉門村大字柏倉門傳二千三十番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳七等ヲ拜受シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　松彌士富　四十九歳
山形縣南村山郡四郷村細谷字大谷地甲二百十番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳八等ヲ拜受シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　郎三長村中　五十六歳
山形縣南村山郡柏倉門傳村大字柏倉二百二十番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳八等ヲ拜受シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

農業　吉五郎　銳　五十一歳
山形縣南村山郡堀田村字郷中五十四番地
農事ニ精勵スル傍ラ村治防小頭組合伍長代理トシテ村事ニ盡力シ村會議員ヲ經テ現ニ村會議員ニ在リ村治ノ爲メ盡瘁ス

福島縣

歳四十九　作耕原菅　業農
山形縣西村山郡大谷村大字蔵王中村百十三番地
大正十年以來産業組合副組長トシテ産業ノ發展ニ盡瘁シ現ニ村會議員タリ

歳二十五　郎十榮木鈴　業農
福島縣安達郡大平村大字大平字女子堂七番地
村會議員トシテ村政ノ刷新ニ努メ現ニ村會議長タリ

歳五十九　平佐江大　業農
山形縣北村山郡高崎村大字八百四十八番地
一村會議員トシテ村内ノ公共事業ニ盡瘁シ殊ニ消防組頭トシテ防火ノ施設ニ努メ又産業組合長トシテ村内ノ金融ノ圓滑ヲ圖リ其ノ他村内ノ公職ニ就キ村治ノ發展ニ貢献スル所尠カラス

歳四十三　郎次新原菅　業農
山形縣北村山郡石大田町字今百百十九番地
先代ノ意イアリ村内ノ人物トシテ夙ニ青年ノ指導ニ努メ又産業組合ノ理事トシテ村内ニ重キヲ爲ス

歳五十九　藏和城結　業農
山形縣北村山郡本郷村河島甲百三十四番地
農事改良ニ專念スルノ外多年勤勉努力ノ士ニシテ家産年々増大

歳四十九　藏繁上井　業建築土木請負
山形縣北村山郡關岡村大字三千六百十三番地
實業發展ニ盡瘁シ現ニ村會議員工事組合副組長トシテ村内ノ公職ニ就キ村治ノ發展ニ貢献スル所尠カラス

歳五十五　藏熊形尾　業農
山形縣飽海郡南遊佐村大字吹浦字大濱手島屋興一四番地
農事ニ精勵傍ラ養蜂組合幹事トシテ産業ノ發展ニ盡瘁シ又村會議員トシテ村治ノ刷新ニ努メ現ニ副組頭タリ

歳九十六　吉藤橋高　業農
山形縣飽海郡南遊佐村大字内宮字六ツ新田三番地
頭小長部防消組合幹事トシテ産業ノ發展ニ盡瘁シ又村會議員トシテ村治ノ刷新ニ努メ現ニ副組頭タリ

歳五十三　太廣藤伊　業農
山形縣飽海郡中平田村熊手島屋興字手濱七十六番地
農事ニ精勵傍ラ青年團員トシテ活動ス

歳四十　藏留玉兒　商貨雜
山形縣北村山郡大久保村甲百一ノ二番地
産業組合副組長トシテ産業ノ發展ニ盡瘁シ又村會議員トシテ村治ノ刷新ニ努メ現ニ村會議員タリ

福島縣

歳三十六　吉卯根權　業　農
福島縣安達郡日和田町字大字知田ノ人力ヲ勉勵シ良耕作ヲ勸メ十年ノ計ヲ樹テ産業ノ改良ニ努メ十九年ニ至リ産米百俵ヲ増収シ大ニ家運ノ隆昌ヲ致セリ

歳五十五　治常野菅　業　農
福島縣安達郡大平村字大水上百六十番地
農業ニ從事スルヿ多年ニシテ其ノ間ニ在リテハ大ニ産業ノ改良ヲ圖リ又村治ニ參與シテハ專ラ公共ノ利益ヲ主トシ村會議員ト爲リテハ能ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ克ク衆望ヲ負ヒ在職實ニ十年ノ久キニ亘リ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正四年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳五十四　衛勝吹矢　業　農
福島縣安達郡笹井村字白山百七十七番地
農事ノ改良ニ熱心ニシテ常ニ研究ヲ怠ラス又村治ニ參與シテハ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳四十九　作耕原菅　業　農
山形縣飽海郡中平田村字大荻面三十一番地
農事ノ改良ニ熱心ニシテ常ニ勤勉ヲ勵ミ克ク勞苦ニ堪ヘ大ニ産米ヲ増收シ村治ノ發展ニ貢献スル所尠カラス村内ノ信望ヲ一身ニ集メ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間村會議員ニ當選シ其ノ間能ク輿論ヲ代表シ村政ノ刷新ニ努メ大正十年ヨリ同十三年ニ至ル三年間村長ノ職ニ在リテ能ク村治ノ進運ヲ圖リ大ニ村民ノ信望ヲ得タリ

歳三十四　郎伍齋安　業　農
福島縣安達郡新殿村西新原字殿西四百三十三番地
多年村治ニ參與シテハ大正四年ヨリ同十年ニ至ル七年間村會議員ニ當選シ其ノ間能ク輿論ヲ代表シ村政ノ刷新ニ努メ大正十年ヨリ同十三年ニ至ル三年間村長ノ職ニ在リテ能ク村治ノ進運ヲ圖リ大ニ村民ノ信望ヲ得タリ

歳五十七　吉熊邊渡　業　農
福島縣安達郡大山村大字江戸内ノ戸字大水上四十五番地
多年農業ニ從事シテハ大ニ産業ノ改良ニ努メ又村治ニ參與シテハ專ラ公共ノ利益ヲ主トシ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳六十七　郎太喜浦三　業　農
福島縣安達郡大平村字大平百七十二番地
農業ニ從事シテハ大ニ産業ノ改良ニ努メ又村治ニ參與シテハ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳二十五　郎十榮木鈴　業　農
福島縣安達郡大平村字大平七番地
農業ニ從事シテハ大ニ産業ノ改良ニ努メ又村治ニ參與シテハ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳九十五　平佐江大　業　農
山形縣飽海郡北村字高崎一ノ一八百四十八番地
農業ニ從事シテハ大ニ産業ノ改良ニ努メ又村治ニ參與シテハ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳五十五　藏熊形尾　業　農
山形縣飽海郡中平田村大字熊手島字一ノ一四百八十一番地
農業ニ從事シテハ大ニ産米ノ改良ニ努メ又村治ニ參與シテハ村會議員ト爲リテハ克ク輿論ヲ代表シ村長ト爲リテハ公平ヲ以テ一村ヲ統理シ大正二年ヨリ同十年ニ至ル九年間ノ長キニ亘リ在職シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ大正十年十一月勳六等ニ敘セラレ瑞寶章ヲ授與セラル

歳二十七　農業　**郎太善田本**
福島縣安達郡太田村外木字深田五十四番地
代々農業ニ從事ニ日今ヨリ家心熱事農ルヨニ
テ農業ノ進歩發展ニ努メスル村内信厚ヲシ

歳十四　農業　**美勝部下日**
福島縣安達郡大玉村下小屋字大下原瀬内ノ仲
青年團體ノ内村信厚ヲシテ農事工學校小學校
消防組合長長農會議員ニシテ村治ニ參與ス

歳三十五　農業　**郎次長瓶三**
福島縣安達郡和木澤字村戸ノ内
員委築堤學校小學校代用教員ニシテ村治ニ參與ス
等ノ農事改良ニ關スル講演會ヲ開催シ厚信ノ

歳六十三　農業　**郎次松部下日**
福島縣安達郡大山村字西寺五十九番地
多年農業ニ從事シ現ニ委員ノ重職ニアリ人
望厚ク村治ニ參與シ信厚ヲシテ村内ノ改良

歳二十四　農業　**治之巳木鈴**
福島縣安達郡高玉村大字高平字前田一番地
青年團體ノ幹部トシテ村治ニ參與シ常ニ熱心ニ
農事改良ニ努メ信厚ヲシテ村内ノ人望厚シ

歳三十七　農業　**郎太善田本**
福島縣安達郡太田村外木字深田五十四番地
代々農業ニ從事ニ日今ヨリ家心熱事農ルヨニ
テ農業ノ進歩發展ニ努メスル村内信厚ヲシ

歳三十五　農業　**郎太傳分國**
福島縣安達郡和木澤村字深田戊成内
區會議員兼區長トシテ村治ニ盡瘁シ信厚ヲシ
テ農業ノ進歩發展ニ努メスル村内信厚ヲシ

歳六十六　農業　**郎治惣田本**
福島縣安達郡大玉村南杉田字西四五番地
多年農業ニ從事シ今日ニ至ル迄常ニ熱心ニ
村治ニ盡瘁シ信厚ヲシテ村内ノ人望厚シ

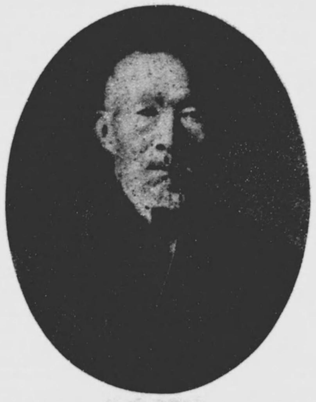

歳七十　農業　**治清田安**
福島縣安達郡杉田村大字南杉田字東町十六番
村内長老トシテ尊敬ヲ受ケ數ヶ村ノ農事改良
ニ關スル講演會ヲ開催シ又區會議員トシテ重

歳二十六　農業　**吉辰平**
福島縣安達郡東和村大字和田字小館
多年農業ニ從事シ今日ニ至ル迄常ニ熱心ニ
代々農業ニ從事シ現ニ委員ノ重職ニアリ人

歳五十六　農業　**古宮佐重**
福島縣安達郡高玉村大字青田字中森六十四番地
多年青年團體ノ幹部トシテ村治ニ盡瘁シ常ニ
熱心ニ農事改良ニ努メ信厚ヲシテ村内ノ人望厚シ

歳七十三　治朝藤佐　實業　農
福島縣安達郡岩代村字大平大字澤ノ目十七番地
トナル村内信用組合ノ組織ニ盡瘁シ大正十年ヨリ今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳三十六　助之庄齋安　業　農
福島縣安達郡岩代村字根下字田成下村社地
村ノ自治發展ニ貢獻シ大ナリ
村會議員ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳二十五　吉寅木鈴　業　農
福島縣安達郡杉田村大字宮字下原三番地
同農區長業務ニ熱心ニシテ農事ノ改良發達ニ盡瘁シ大ナリ

歳二十七　郎太善田本　業　農
福島縣安達郡太田村外木幅字深田五十四番地
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル迄農事ノ改良進歩ニ努メ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳十四　日下部勝美　業　農
福島縣安達郡岩代村大字原瀬字仲ノ内八十三番地
青年ノ爲メ夜學校ヲ設ケ小學校長トシテ教育ニ從事スル事實ニ十年ニ及ビ其ノ間村會議員ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村長ノ職ニアリテ村内ノ諸般ノ事務ニ盡瘁シ大正十年ヨリ今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳五十九　藏庄荒　業　農
福島縣相馬郡八澤村大字北字海老坂字松ノ二一番地
村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ區長トシテ村内ノ諸般ノ事務ニ盡瘁シ大正十年ヨリ今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ納稅組合ノ組織ニ熱心ニ努力今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ地整理會ノ設立ニ際シテハ其ノ委員ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ理組合ノ組織ニ熱心ニ努力今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳一十八　介良藤後　業　農
福島縣安達郡高川村大字川石字水下土四十三番地
郡會議員ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳六十二　郎次澤半原　業　農
福島縣安達郡岩代村字田永ノ入百十二番地
農事ニ從事スル傍ラ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳五十三　郎太傳分國　業　職官
福島縣安達郡太田村和田戊成内
區會議員ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳六十六　郎治惣田本　業　農
福島縣安達郡杉田村大字南杉田字西四五町目
多年農業ニ從事シ今日ニ至ル迄其ノ組長ニ選ハレ克ク其ノ重責ヲ全ウシ尚ホ村會議員トシテ村政ノ爲メ盡ス所多大ニシテ村民ノ信望厚シ

歳七十三　造奥田武　業農
福島縣岩瀬郡長沼町大字長沼字町五番地
温厚篤實ノ士農事改良ニ盡力シ殊ニ青年ノ爲メ常ニ訪問シ勤勉ヲ奬勵シ其ノ成績見ルベキモノアリ

歳五十四　吉惣野小　業農
福島縣田村郡小野町大字新町字下原
四五番地
農業ノ傍ラ養蚕ニ從事シ其ノ收益多ク且ツ副業トシテ良好ナリ

歳五十六　治藏内齋　業農
福島縣相馬郡飯豊村
地番九九二前日朝字田
多年村ノ爲メ盡瘁シ現ニ村會議員信用組合長ノ職ニアリ

歳六十六　助之由井吉　業農
福島縣相馬郡鹿上町大字南
地番六十三田澤小
温厚篤實ニシテ農事ニ勤勉ス

歳五十四　助喜田和大　業農
福島縣相馬郡大野村大字黒木
地番八町字水
實性温厚ニシテ村内ノ模範タリ

歳五十五　治榮追大　業農
福島縣相馬郡飯豊村
地番三五二道大字于岩
農業ノ傍ラ副業ニ從事シ又ハ事業組合長タリ又大正信用組合ヲ創設シ專務理事ニ推サレ現ニ其ノ職ニアリ

歳二十六　郎次亀田熊　業職金
福島縣岩瀬郡長沼町大字
地番九九二濱字
納稅組合長ヲ永年ノ多キニ亘リ勤續シ現ニ其ノ職ニアリ

歳四十五　三源賀須大　業農
福島縣岩瀬郡須賀川町大字牧
四内郎五番地
温厚ノ士ニシテ農事改良ニ盡力シ殊ニ青年ノ爲メ常ニ訪問シ勤勉ヲ奬勵シ其ノ成績見ルベキモノアリ

歳四十四　術能登林小　業理料
福島縣岩瀬郡須賀川町東
地番六丁目九
割烹ノ技術ハ他ノ追隨ヲ許サズ同業者間ニ於テ拔群ノ技倆ヲ有シ且ツ人格高潔ニシテ信用厚キヲ以テ組合長タリ

歳十四　郎四寅村柏　業農
福島縣岩瀬郡長沼町大字江花字
六十九番地
青年ノ爲メ常ニ訪問シ勤勉ヲ奬勵シ其ノ成績見ルベキモノアリ

歳一十五　郎治亀山横　業農
福島縣信夫郡平田村大字石平字八十八前縣
長組村長區同村ニ至ル日今事ニ從業農々代
ヲ動メ信望厚シ

歳四十三　門衛右嘉堂階二　業農
福島縣信夫郡水野村大字庄野字川原屋敷六十六番地
トシテ長區長組組副會青年修動精ニ良改事農
農事改良ニ努メツヽアリ

歳五十六　助之友羽黒　業農
福島縣信夫郡瀬上町大字上谷地字家中八番地
農事改良ニ心ヲ專ニシテ生産組合委員トシテ
力ヲ盡ス

歳七十三　造輿田武　業農
福島縣岩瀬郡長沼町大字長沼字巻三五番地
團年青手防消勵精ニ良改事農ノ士ト實厚篤
員トシテ活動ス

歳六十五　治襲内藪　業農
福島縣相馬郡飯豊村程田字朝日前二九九番地
合組用信員議會ニ現ス癒メ爲ノ村年多
ス受拝ヲ尊八勤リタル員議會農事理

歳一十五　助卯地引　業農
福島縣伊達郡保原町大字富成字銅屋敷三十番地
員役ノ内ツヽ力ヲ盡ニ治村ヲ尊ニ從事業
タリ

歳四十五　輔貴島八　業農
福島縣伊達郡保原町大字下川字中島四番地
家士ニ力ヲ勉勤努年多多ルス專心ニ良改事農
産遂年増大村内人ヲ信望アリ

歳八十五　三又津濱　業農
福島縣信夫郡瀬上町大字山守御代田字富家四三番地
トシテ村内ニ信望ヲ厚ナリ

歳五十四　吉惣野小　業農
福島縣信夫郡小野新町大字原屋敷五四番地
農業熱心ニ力ヲ盡ス村内ニ治

歳二十六　郎次亀田熊　業融金
福島縣岩瀬郡長沼町大字長沼字濫信町九番地
納稅組合長消防小頭ヲ會計係トシテ又寺役
代幹社總代トシテ多年ヲ五力ス篤人アリ

川崎字三郎
地番一十五町鰺ヶ沢町前市弘鰺青県

吉幸口山 歳三十四
地番五十六町府在宇大町府在南市弘鰺青県
林業ニ従事シ今ヤ専ラ其業ニ従事シ傍ラ金融業ヲ営ミ資金ノ融通ヲ為シ明治四十五年特許ヲ得テ大盛商会ヲ設立シ専ラ木材ノ販売ニ従事シ又大盛物産株式会社

歳一七　**郎一虎田成**　御員委
青森縣弘前市品川町八十八番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄實ニ篤厚ノ人ニシテ近隣ノ信用厚シ

歳十六　**八英佐藤**　醸油醬造業
青森縣弘前市松木町百三十八番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄實ニ篤厚ノ人ニシテ近隣ノ信用厚シ

歳十三　**治德佐藤**　御繪上
青森縣弘前市茂森町四十四番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄實ニ篤厚ノ人ニシテ近隣ノ信用厚シ

郎三字崎川
青森縣弘前市前町五十一番地

青森縣

歳二十八　**郎太八田淺**　農業
青森縣青森市沖館字小濱
實ニ實直良ニシテ今日ニ至ル迄從事ニ農業ニ勉メ村内ノ信望厚シ

歳五十三　**郎次德葉千**　賣買品販物業
青森縣東津輕郡鶴田村大字柳川字柳町八十八番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄實ニ篤厚ノ人ニシテ近隣ノ信用厚シ

歳六十四　**吉枉田舘**　農業
青森縣東津輕郡油川町字橫内
地番五十六番地
同地方ニ於ケル農會組織代表者ニシテ且ツ家名ヲ汚サズ資産ヲ擁シ今日ニ至ル迄實ニ町會議員トシテ公共事業ニ盡瘁シ又數回ニ亘リ戰時ニ際シ國防獻金ニ應ジ又軍事扶助ニ盡力シ其ノ他社會事業ニ對シテモ多大ノ援助ヲ與ヘ其ノ功績顯著ナリ

歳七十三　**藏石猿小**　販賣品物
青森縣東津輕郡蓬田村大字瀨戸田字柳澤
〇四一番地
多年本業ニ從事スル傍ラ大ニ産業ノ發展ニ力ヲ盡シ又數回ニ亘リ國防獻金ヲ爲シ且ツ戰時ニ際シテモ率先シテ國債ヲ引受ケ又ハ國防獻金ヲ爲シ其ノ他社會事業ニ對シテモ多大ノ援助ヲ與ヘ其ノ功績顯著ナリ

歳三十四　**吉幸口山**　林業兼製造業兼請負業
青森縣弘前市在府町大字在府町六十六番地
明治四十五年林業兼製造業ヲ發明專賣特許權ヲ得爾來事業ヲ經營シ大ニ盛業ヲ爲シ且ツ戰時ニ際シテモ率先シテ國債ヲ引受ケ又ハ國防獻金ヲ爲シ其ノ他社會事業ニ對シテモ多大ノ援助ヲ與ヘ其ノ功績顯著ナリ

歳二十六　**助之金川草**　賣買品販物業兼請負業
青森縣弘前市松木町八十八番地
宮城縣出身ニシテ明治四十五年ヨリ大正四年迄ノ間ニ於テ實ニ數回ニ亘リ戰時ニ際シ國防獻金ヲ爲シ其ノ他社會事業ニ對シテモ多大ノ援助ヲ與ヘ其ノ功績顯著ナリ

歳五十七　助善橋三　業農
青森縣西津輕郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字赤坂本百二十番地
自治ノ精神ヲ以テ町村ノ公職ニ奉仕シ又産業組合ノ組織ニ依リ農事ノ改良ヲ計リ其ノ功績顯著ナリ

歳三十二　吉榮山片　業漁兼農
青森縣西津輕郡岩崎村大字小泊字小泊百十一番地
漁業ノ傍ラ農業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業ノ改良發達ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

歳四十四　吉末田藤　業漁
青森縣東津輕郡三厩村大字龍浜字中平内百十二番地
漁業ノ傍ラ農業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業ノ改良發達ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

歳四十四　松石森笹　業農
青森縣西津輕郡岩崎村大字岩崎字原八十八番地
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業ノ改良發達ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

歳三十四　助之亥藤工　業農
青森縣東津輕郡新城村大字戸門字戸門川九番地
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業ノ改良發達ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

歳三十六　度兵岡横　業漁
青森縣東津輕郡蟹田町大字蟹田字浦町一八一番地
漁業ノ傍ラ農業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業代議員ニ當選シ其ノ功績顯著ナリ

歳三十九　郎五勇田安　業販賣品物
青森縣東津輕郡蟹田村大字蟹田字七百十七番地
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業代議員ニ當選シ其ノ功績顯著ナリ

歳二十六　之清今　業農
青森縣東津輕郡蟹田村大字山野字山田百十七番地
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業代議員ニ當選シ其ノ功績顯著ナリ

歳五十九　吉熊馬相　業農
青森縣東津輕郡新城村大字戸門字戸門七番地
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業代議員ニ當選シ其ノ功績顯著ナリ

歳六十八　郎次平田祝　販賣品物
青森縣東津輕郡蟹田村大字山野字久栗坂字濱田
農業ノ傍ラ漁業ニ從事シ又産業組合ノ組織ニ依リ漁業代議員ニ當選シ其ノ功績顯著ナリ

歳六十三　農業　門衛右久野中

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

在郷軍人會分會長トシテ村治ニ盡瘁シ大正十年以來村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

歳七十三　農業　吉藤藤須

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

歳十六　農業　作茂藤伊

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

歳七十七　農業　助善橋三

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

歳四十四　漁業　吉末田藤

青森縣東津輕郡平内町大字小湊字中平内地内十二番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

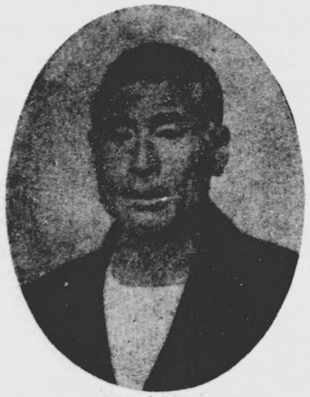

歳六十三　農業　助貞藤佐

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

歳三十五　農業　一眞川谷長

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

村會議員ニ當選シ現ニ其ノ職ニアリ

吉傅田安

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

歳三十九　漁業兼農業　吉繁山片

青森縣西津輕郡木造町大字千代田字床舞大戸瀬谷地八十番地

歳四十四　農業　笹森石松

青森縣西津輕郡岩崎村大字岩崎字松原地八十番地

歳三十五　**吉川市太郎**　業　製材
青森縣西百村市良喜郡輕津北縣青
地番
村會議員　二期

歳九十五　**吉末上三**　業　農
青森縣西富字地宮大字村木岩郡輕津中縣青
六三日今日ニ至ル爲ノ造設良改ノ産農年多
村ノ用信厚シ内

歳十五　**吉藤須文**　業　農
青森縣西四字毒番村館舎田郡輕津南縣青
八七
小防消員議合組利水代村農會村農家心熱事農
頭トシテ治ニ實獄スル所ナリ大

物品販賣
歳九十六　**小野興七郎**
青森縣南津輕郡光田寺村大字村
二四
多年本縣ニ從事シ
組織ヲ助成シ信實ナリ大

歳十六　**川村安太郎**　業　農
青森縣西津輕郡水元村大字木筒下藤代西四六
農事熱心家同村區長農改良組合長トシテ
農業ノ改良ニ實獄シ信實ナリ大

歳九十三　**野米太郎清**　業　農
青森縣西津輕郡赤石村大字種里字原布
〇二二
農事熱心家ニシテ小額ト町村ノ内
篤厚シ

歳九十五　**西仁五葛**　業　農
青森縣南津輕郡賀字大村大字袋大字十本松
六
助ヲ長合組消防員議縣南同村家心熱事農
頭信篤厚シ

歳十四　**作甚藤須**　業　農
青森縣南津輕郡賀字大字村賀津南縣青
八四一柳本一
專ニ農家實篤厚農ト知ヲ以テ家心熱事農
也大篤信ル至ニ日今日シ心

吉忠藤工　業　農
青森縣南津輕郡賀字大字村館舎田
氏東
代々農ニ從事ニ日今ル至ニ農良進ノ内村賀篤厚シ信

歳七十　**吉平桐田小**　業　農
青森縣南津輕郡賀旗字大字村賀旗三十五戸
多年農改良ニ努力スル同村會議員町組織防消員助成ヲ代子孫社
繁盛ス

歳八十五　一定士郎　業農
青森縣中津輕郡岩木村大字龍ノ口字村田壹百壹拾六番地
三十一年ヨリ今日ニ至ル迄農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳六十三　久川平郎　業農
青森縣北津輕郡五所川原町大字瀨辰百九十二番地
明治十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

業農　中島金八
青森縣北津輕郡五所川原町大字平川大村別所
明治十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳三十五　吉川市太郎　業材製
青森縣北津輕郡五所川原町大字喜良市字百四十番地
明治三十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳三十七　花田米吉　業農
青森縣中津輕郡岩木村大字龍ノ口字村元一三一番地
明治三十一年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳三十七　澤樟次實郎　業農
青森縣中津輕郡大浦村大字高屋字宮本
明治三十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳七十八　佐藤門次郎　業農
青森縣中津輕郡千年村大字永清水元八四
明治元年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳九十九　上三末吉　業農
青森縣中津輕郡岩木村大字宮地字富田三六番地
明治三十一年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳十五　藤須文吉　業農
青森縣南津輕郡五所川原町大字五所川原字西四百八十番地
明治三十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳五十九　葛西仁五郎　業農
青森縣南津輕郡五所川原町大字大秋字松ノ木百四十六番地
明治三十年ヨリ農業ニ從事シ專心研究シ又常ニ勤儉力行ヲ旨トシ家族ヲ率ヒテ克ク其業ヲ勵ミ其ノ間自己ノ田畑ヲ開墾シ又ハ良種ヲ選ミ改良ヲ加ヘテ年々收穫ヲ增加シ以テ今日ノ富ヲ致セリ尚ホ其ノ間村内ノ公共事業ニ對シテハ常ニ率先シテ之ニ從事シ又ハ多額ノ寄附ヲ爲シ以テ村治ノ發展ニ資シ其ノ功績顯著ナルヲ以テ大正四年十一月十日天皇陛下御卽位ノ大禮ニ當リ特ニ勳八等ニ敍セラレ瑞寶章ヲ授與セラレタリ

歳十六　農業　**郎太徳田留**
青森縣三戸郡三戸町大字大向村小字向山波田四五番地
代々農業ニ從事ス今日ニ至ル迄勉勵努力ノ結果漸ク
富裕ノ域ニ達シ信用厚シ

歳十四　農業　**郎市與藤工**
青森縣三戸郡三戸町大字大向村字上面田沖平百四番地
前途有望ノ青年ニシテ多年農業ニ從事シ今日ニ至ル迄
勤勉努力ノ結果漸ク村内ノ信用ヲ得タリ

歳一四　農業　**郎十彌田生**
青森縣中津輕郡千年村大字滿水小字元村一九番地
代々農業ニ從事ス温厚篤實ノ人物ニシテ村内ノ信用厚シ

歳三十四　精米業　**藏清木喬**
青森縣中津輕郡和德村大字伏字和德ノ内ニ在リ
代々農業ニ從事シ多年本業ノ傍ラ畜産業ヲ奨勵シ
信用大ナリ

歳二十四　農業　**吉永藤加**
青森縣中津輕郡和德村大字伏字和德ノ内ニ在リ
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル迄一日モ怠ル事ナク
勤勉努力ノ結果漸ク一家ノ資産ヲ作リ村内ニ於テ
相當ノ地位ヲ占ムルニ至レリ

歳六十六　農業　**郎藏藤須**
青森縣中津輕郡猿賀村大字大森字向山一番地
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル迄孜々トシテ勤勉努力
シ村内ノ信用厚シ

歳八十五　農業　**助彌内梅**
青森縣三戸郡留崎村大字内梅字内梅二二番地
農事ニ從事シ今日ニ至ル迄一日モ怠ル事ナク勤勉努力
シ村内ノ信用厚シ

歳二十五　農業　**助之榮山勝**
青森縣三戸郡倉石村大字戸鹿野字古川代二六ノ一
農事ニ從事シ勤勉努力シテ村内ノ信用厚シ

歳五十　農業　**松竹居中**
青森縣三戸郡八戸町大字中居林字中居林三三番地
代々本業ニ從事シ今日ニ至ル迄一日モ怠ル事ナク
農事ニ熱心ニ勤勉努力シテ村内ノ信用厚シ

歳四十　農業　**男忠目留**
青森縣三戸郡向村大字大森字一七番地
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル迄一日モ怠ル事ナク勤勉
努力シ村内ノ信用厚シ

歳五十六　郎太徳楯石　農業兼製炭業
青森縣三戸郡八戸町字中町十三日町十番地
多年本業ニ從事シ勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用ヲ博シ尚ホ其ノ餘暇ヲ以テ養蠶ニ從事シ其ノ收穫モ亦タ尠カラス

歳七十四　郎太石村志　製材業兼木炭業
青森縣三戸郡八戸町大字家類字向田屋六ノ四番地
大ニ盛ンニ木材業ヲ營ミ勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ尚ホ多年本業ニ從事シ信用厚シ

歳三十四　吉恒村下　呉服太物商兼農業
青森縣三戸郡三戸町字来村字向田二十二番地
明治三十年ヨリ日夜勤勉力行シ今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用厚シ

歳十六　郎太徳田留　農業
青森縣三戸郡向村字大字大向大沈小字村地内四番五十五
大ニ盛ンニ日夜勤勉力行シ今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用厚シ

歳十四　郎十彌田生　農業
青森縣中津軽郡千年村大字清水字元村一九番地
一心ニ良ニ改歩ニ熱ニ逆ニ農業ニ從事シ多年勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用厚シ

精米業
青森縣中津軽郡
多年本業ニ從事
用大ナリ

歳一十四　作庄田保久　木炭商
青森縣三戸郡三戸町字来村字羽内一ノ十一番地
多年本業ニ從事シ勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用厚シ

歳二十五　吉善沼淺　製材業木炭業兼出張所
青森縣三戸郡三戸町大字野中町小沼一ノ五番地
大ニ盛ンニ日夜勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ尚ホ多年本業ニ從事シ信用厚シ

歳一十六　松忠田石　農業
青森縣三戸郡淺水村大字淺水字大田面三百六十番地
村ヲシテ模範小防消組織ヲ作ラシメ自ラ其ノ組長ニ推サレ村治ニ功アリ尚ホ多年本業ニ從事シ信用厚シ

歳十四　郎市與藤工　農業
青森縣三戸郡平沢村大字平瓦崎字土城前四十四番地
村治ニ盡シ勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ尚ホ多年本業ニ從事シ信用厚シ

歳八十五　助彌内梅　農業
青森縣三戸郡留崎村大字梅内字梅内中村地内二二番地
勤勉力行ノ結果今日ノ地位ヲ占メ大ニ信用厚シ

農業
青森縣三戸郡
農事ニ心
村治ニ貢

歳三十五　一太村川　業農
青森縣上北郡七戸町字大澤村大字三口川字番法
温等八關氣り候ニ功ノ役職關日家心然心家事農
實信篤厚シ

歳三十四　郎太甚屋高　業農
青森縣上北郡四和村大字澤瀉字高屋六番地
スカ努ニ進發歩進ノ産農アシニ家心熱事農
信篤厚シ

郎次善藤工
青森縣三戸郡三戸町大字久保村大字下久名井弁

歳七十四　作祐我曾　業農
青森縣三戸郡三戸町大字中澤村大字野澤市澤
地番十五
農事熱心家著實力行ノ人村内信篤ノ大リナ

歳六十四　石村泰松　業農
青森縣三戸郡三戸町大字八戸町六日目二十番地
大盛々益發業ヲ得ヲシ宜營來以銷品賣物外内
商
國力開電以來銷和洋酒清涼飲
大盛々益發業ヲ得ヲシ宜營來以銷品賣物外内
商
國力開電以來銷和洋酒清涼飲
ナリ厚シ用信間名業同實著良温リナ

歳三十七　人常澤松　業農
青森縣三戸郡三戸町大字大久保村大字松澤字番一三
地
代々農業ニ從今日ニ十五ル事農心熱家ノト
テ信篤厚シ

歳一十六　助之慥野小　店理料
青森縣上北郡七戸町大字七戸町字發六十九番地
大ノ今日努力ヲ關業來以開力獨身出經城宮
ジ厚シ信篤長合組店理料町同リセナヲ

歳九十六　吉馬本杉　業農
青森縣上北郡三戸町大字三本木字本木町生開
馬力
業實良温ス努ニ第本年多來以業開力
務日ニ盛大リナ

歳十八　郎太要市種　業農
青森縣上北郡六戸町大字戸六十三田吉下字番
多年農ノ改良發ニ進貢ス献
馬産員議會村
組合組代ヲ動運同村ノ績ポリ

雄忠林神　業農
青森縣上北郡四和村大字米田十番地

歳七十四　吉定木高　商物古
青森縣字本本三大町木本三郡北上縣青
生商リセナヲ大ノ日今力努圓富出縣山富
ム織動ヲ長合組店理料町四長合組

歳五十三　郎太市中田　業　農
青森縣上北郡七戸町字鳥町四十六番地
癈組防消町同下目ル至ニ日今ニ日他勤業年多年
レ厚篤信リアニ長ノ長

歳六十四　治定野中　所領　業　農
青森縣上北郡北野漫町四百三番地一ノ
ルラセ叙ニ等八勤リ依ニ功ノ役職

歳三十五　一太村川　業　農
青森縣上北郡法奥澤村大字下口川字法量
湿等八勤叙リ依ニ功ノ役職露日家心熱事然
農事然心家日露職役ノ功ニ依リ叙八勤等
實信篤厚シ

工藤善次郎
青森縣三戸郡三戸町大字大久名字井

町屋質治
青森縣北郡北上町七戸

歳八十五　吉倉地米苫　業　農
青森縣上北郡藤坂村大字相坂村大字坂相坂藤郡北上縣青
一ノ五一四上白字坂相坂村大字相坂藤郡北上縣青
代ヶ農ニ業従ニ日今ニ日ル至ニ業本實實風ニ業農ヶ代
シ厚篤信ス力努

歳一十四　郎十孫田鶴　業　農
青森縣上北郡四和町大字瀬澤字中渡五六
ノ員選會村同ス獻貢ニ進發會ニ次及産農ノ
業職ニアリ

歳三十四　郎太甚墨高　業　農
青森縣上北郡四和町大字瀬澤字高屋六番地
ス力努ニ地進發歩進ノ産農ノシアニ家ニシ熱心然事農
信篤厚シ

歳一十六　助之惣野小　店理料　業職
青森縣上北郡七戸町字袋六町六番地
宮城縣出身開力開業來以業開力開努日今ノ大
ジ厚篤信長合組店理料町同リセナヲ

歳七十四　松由下宮　販織
代業　業
青森縣上北郡下田村大字百石町字横平五番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄勤勉力行信用ヲ博シ大ニ盛ンニ各種ノ事業ヲ經營シ其ノ功績顯著ナリ

歳七十四　郎太元岡松　商物染
青森縣弘前市代官町九番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄勤勉力行大ニ盛ンニ各種ノ事業ヲ經營シ其ノ功績顯著ナリ
岡市染物業組合相談役
岡町内相談役

歳六十三　藏馬山外　業　農
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル迄勤勉力行信用厚シ

歳二十五　松石田和　業造桶
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地
多年本業ニ從事シ今日ニ至ル迄勤勉力行信用厚シ
組合長

郎太本松坂　業　農
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地

歳三十五　郎四長内竹　業　農
青森縣上北郡野辺地町大字大浦字道下二ノ九七番地
農事ニ從事シ勤勉力行ノ上組合ノ信用ヲ博シ大ニ盛ンニ各種ノ事業ヲ經營シ其ノ功績顯著ナリ

歳三十四　門衛右孫田福　賣販
米穀
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地
青森縣立中學校卒業後本業ニ從事シ勤勉力行信用厚シ

郎太留畑澤
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地

歳一十六　衛兵半田岡　販織物
賣業
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地
本業ニ從事スルコト多年勤勉力行信用厚シ

歳十四　一精田山　業　農
青森縣上北郡七戸町大字荷渡字内出五十五番地
代々農業ニ從事シ實ニ信用厚シ

歳八十七　助幸藤加　業商
青森県一百町寺新市前弘県青地番十一
セラレ市政ニ貢献スヘク信用ヲ大ナリ
同市有力者ニ選ハレ市会議員ニ選挙ヲ
ノ内村里中郡軽津北青県森

歳四十五　郎三田秋　業農
青森県北郡上北町字大内六十ノ一

歳九十三　郎太三田山　業農
青森県北郡上北町大字下田字内番地

歳七十四　松由下宮　業販売酒類
青森県北郡上北町字下田名内番地
信用ヲ大ナリ盛ンニ営業ス勉強力努
多年ノ厚キ

歳六十三　藏馬山外　業農
青森県北郡上北町大字奥瀬字出内
五七番地
内村ハ至ニ日今ノ如ク交通便利ニ
代々農業ニ従事シ勤勉力行ノ結果
信用厚シ

歳三十二　郎太元阿　業農
青森県北郡上北町大字深持字田富
六六番地
同町ノ有力者ニシテ明治三十八年
望ヲ担ヒ村会議員ニ選挙セラレ
ナリ大ニ信用ヲ博シ勤勉力行今日
厚シ

歳六十二　郎五豊部阿　業商
青森県北郡上北町大字下田字前谷地
一ノ六
商業ニ従事シ信用厚ク熱心ニシテ

歳二十四　郎太岩山森　業農
青森県北郡上北町大字下田字富田
八〇一番地
農事ニ熱心ニシテ勤勉力行ノ結果
等元中津軽郡清水村々会議員

歳七十四　郎太元岡松　業物商染
青森県北郡上北町大字下田字前谷地
多年本業ニ従事シ勤勉力行今日ニ
同町染物業組合組長ニ選挙セラレ
役員ヲ歴任シ現ニ同町会議員ニ

歳四十三　門衛右孫田福　業農
青森県北郡上北町大字川内字仲町
三三－一
青森県立中学校卒業後本業ニ従事
力努ノ結果漸次ニ盛大ニ向ヒ今日
ニ至レリ

歳五十三　農業　作惣内山
青森縣北津輕郡業村大字稻實字開野
實厚温ルニ至リ今日ニ於テモ従事ノ傍ラ農業ノ改良發展ニ盡力シ村内ノ模範農タリ

歳六十六　農業　之頭岡石
青森縣北津輕郡長橋村大字橋ノ内番地八十山ニ至リ今日ニ於テモ勤勉力行ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳五十七　農業　七太村野
青森縣北津輕郡武田村大字富野二百二十五番地ノ内ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳四十三　農業　吉代喜岡石
青森縣北津輕郡長橋村大字野里字牧之原一番地ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳五十五　農業　吉善田太
青森縣北津輕郡武田村大字大浦字宮ノ越石二百四十七番地ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳一十一　農業　吉與野佐
青森縣北津輕郡武田村大字本覚字鳴見ニ百八十番地ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳七十四　農業　郎十平田安
青森縣北津輕郡小泉村大字高増字開墾ニ従事シ日露戦役ニ従軍シ功ニ依リ勲六等ニ叙セラレ村内ノ模範農タリ

歳七十四　商貸雑　吉三田前
青森縣北津輕郡浜名字大川原ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳二十六　農業　郎三高島福
青森縣北津輕郡金木町字蒔苗五番地ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

歳八十五　農業　郎太豊藤佐
青森縣北津輕郡六郷村大字胡桃館字三十三番地ニシテ温厚篤實ノ人ニシテ村内ノ模範農タリ

農業　藤工　郎次柾　四十七歳
青森縣北津郡浦町大字田子字豐成百七十番地
開治自ノ村農良ノ改ノ産農ス事ニ從ヒ業々本代々
厚シ信望ス獻貢ニ發

農業　田長吉　六十二歳
青森縣北津郡武田村大字谷本字谷奥
代々本業ニ從事シ今日ニ至ル
進發良改ノ産農實眞厚溫ス勉勵ニ業々本
厚シ信望ノ內村ニ努力シ

農業　藤加良吉　六十三歳
青森縣北津郡中里村大字深郷富字田
五二番地
代々本業ニ從事ス眞實勤勵ヲ以テ魄勉ヲ以テ知ラル
村內ノ信望厚シ

農業　太善田吉　五十五歳
青森縣北津郡高瀨村大字長宮字
七十一四番地
篤農家ヲ以テ知ラル多年村會議員ノ職ニアリ
村治ニ貢獻ス信望厚シ

農業　内山惣作　三十五歳
青森縣北津郡稲葉村大字稲實字開野
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル
タル實眞厚溫
シ厚望信ノ內村ニ力努ニ業家

農業　石
青森縣北津
代々篤農家ヲ
ル村內有力者

肥料商　木村定吉　六十三歳
青森縣北津郡柳板町百七番地
同地ニ於テ銀行取締役ノ外板柳倶樂部名譽ケルヤ
議會組織ナリ大信望アリテニ等ノ職員議會町會員

農業　三次上村郎
青森縣北津郡小阿闍梨村大字高増
代々本業ニ從事シ今日ニ至ル眞實勤勉ニシテ
厚シ信望內村テ

農業　三上佐永衛兵　七十四歳
青森縣北津郡中里村大字大澤內字梅原三〇
ニ登開歩造ノ産農ル
功アリ村內ノ人望シ

農業　佐野與吉　五十一歳
青森縣北津郡武田村大字田茂木字鳴見二八
代々本業ニ從事シ農事熱心家ヲ以テ知ラル
村內信用厚シ

農業　安田平十郎　四十七歳
青森縣北津郡小河瀨村大字高宮字増二六
農事熱心家ニ從ヒ日露戰役ノ功ニ依リ叙勳八等
瑞寶
勳長區村阿員務員學員議會農員查調

雜貨商
青森縣北津
多年本業ニ
リ村內ノ信

歳五十七　松澤彦市　農業
青森縣三戸郡中澤村大字中野字下家ニシテ同村孤長ヲ勤メテ篤農家ニシテ信望アリ温良貞實ヲ以テ知ラル

歳九十五　吉代喜藤工　農業
青森縣北津輕郡六郷村大字館岐別字北一田ニ功戰征出ニ役戰清日
ヲ章褒綬色桐ヲ賜ハリ白色ノ村自開治發ニ盡力ス

歳三十一　長藤工　農業
青森縣南津輕郡富木館村大字館岡字四田五八
ル五三ニ日今ヲ念ニ事業ニ農意一人ノ行力勤動
シ厚望信ノ内村

歳十七　郎太永藤佐　農業
青森縣南津輕郡富木館村大字水木字永
四四西
農事ニ發開治自ノ村農ヲ倦ルナ勤心ニ事業
シ厚望信ノ隣近ス

歳五十五　郎五熊藤佐　農業
青森縣南津輕郡富木館村大字水木字前田
代々ニ從事今シ今日ニ至ニ日ル厚篤實農事
リナ大用信リナ大所ルス献貢ニ良改

歳二十五　吾新賀羽　商貨雑
青森縣津輕市大鰐町
獨立本業開店以來多年ノ勞力盛旺ニ
ナリ大盛ス業ル
シ厚用信ノ内村

歳七十五　吉代喜藤工　農業
青森縣北津輕郡六郷村大字中野字下家ニシテ同村孤長ヲ勤メテ篤農家ニシテ信望アリ温良貞實ヲ以テ知ラル

歳九十五　松澤彦市　農業
青森縣三戸郡中澤村大字中野字下家ニシテ同村孤長ヲ勤メテ篤農家ニシテ信望アリ温良貞實ヲ以テ知ラル

歳四十五　吉淺岡石　農業
青森縣南津輕郡富木館村大字館岡字四田五八
野平字澤鹿女ノ産ヲナス
代ヤ農ニ從事ス勤勉ニ今日ノ勞力ヲ
近隣ノ信望厚シ

歳四十九　郎太政藤工　農業
青森縣南津輕郡浪岡町大字北中野字平野
地番九十三百
農事熱心ニ家多年ノ勤勉ニ從事シ
力ヲ盡ス村ニシテ信望厚ナリ

歳四十七　郎初上三　農業
青森縣南津輕郡富木館村大字深堀字
一ノ十宮深ニ
農事熱心ニ家多年ノ勤勉ニ從事シ今
日ニ至ル厚篤實ニ信望ニ良

歳二十五　吉木村　農業
青森縣南津輕郡野澤村大字吉田字通田三一ノ一
代々農業ニ從事シ今日ニ至ル農ノ村自治開
發ニ勞力ス信望厚シ

農業　郎太雄藤清　四十五歳
青森縣中津輕郡和徳村大字瀬ノ尖字大村川田二四八番地
ナリ心熱ニ指導實業員トシテ從事ニ農業ヘ代々農ニシテ
村内信用有リ

農業　助彌村木　三十七歳
青森縣中津輕郡岩木村大字五代字山本
篤信家ニシテ農事ニ熱心ナル方ニシテ今日事業ニ從ヘ代々農業ニ
有リ

農業　大科正廣　三十九歳
青森縣東津輕郡後潟村大字野平字八十八番地
家ニ老農ヲ以テ者ニシテ熱心有力ナル方ニシテ於ケル
同地方ニ厚ク信用アリ村内

農業　吉代喜藤工　五十九歳
青森縣北津輕郡六郷村大字胡桃館字北田一
日清戰役ニ出征シテ功ニ依リ白色桐葉章ヲ賜フ現ニ村會議員ニ
推サレ村内ニ發展ニ力ヲ盡シツヽアリ

農業　一長藤工　三十三歳
青森縣南津輕郡富木村大字大館字西田五八
番地ニ住シ今日ニ至ル專念ニ事ニ農業ニ從ヘ人一倍ノ意氣ト行力ヲ以テ
勤勉ニ村内ノ信用厚シ

農業
青森縣
農事ニ
ス近隣

福岡縣

料理屋業　次榮江ケ鐘　五十七歳
福岡縣久留米市瀬ノ下町七十番地
昌益ニ日得ヲキシ宜營經事ニ從ヘ料理業ニ多年
ス

料理屋業　次孝色一郎　三十九歳
福岡縣久留米市魚屋町二十四番地
ナリ盛業ニ日ニ發展ニ協勵業精神ニ業本ヲ多年

農業　松丑藤工　三十四歳
青森縣東津輕郡後潟村大字野平字八十四番地
代々本業ニ從事ス篤農家ヲ以テ知ラル信用
厚シ

農業　松彦澤市　五十七歳
青森縣三戸郡中澤村大字中野字下家前四四
篤農家ニシテ同村區長ヲ勤メ信望アリ温
良貞實ヲ以テ知ラル

農業　吉淺岡石　五十四歳
青森縣北津輕郡鹿角郡女鹿澤村大字鹿澤字平野
代々農業ニ從事ス勤勉努力今日ノ產アリ
近隣ノ信望厚シ

農
青森縣
農事ニ
ス村内

歳五十五

歳九十二　男衆　田森　商酒米
長崎縣長崎市館内町二十二番地
ナリ盛股份業ル至ニ日今營經ヲ業本力獨

歳七十三　三
番地
年間現業ヲ營

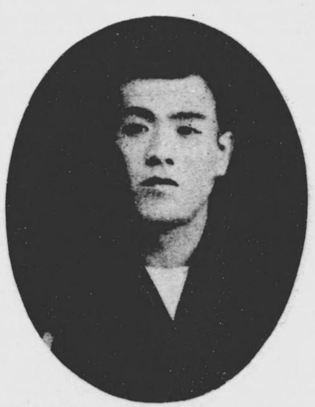

歳八十四　平勇木八　負荷員家
指物業
長崎縣長崎市江戸町二十番地
中等科三年修業指物同業組合幹事日露戰後
ノ功ニヨリ勲八等ニ敘セラル

長崎縣

歳七十四　郎太梅子金　商實果
長崎縣長崎市馬場町二十六番地
歩兵上等兵多年清防幹事ヲ町内委員トシテ
治ニ盡力ス

中島　鶴松
縣岡福ノ市田本大字日目丁三出町

雄三崎宮
寺命延阪赤市倉小縣岡

歳西五十　八九東伊　商品食料
縣岡福久留米市本松町四十五番地ノ一
日露戰役ニ出征勲功ニ依リ勲八等ニ敘セラル
實實質七等ニ當リ目下專ラ農業ニ從事ス

歳三十五　郎太浅崎山　業介紹
長崎縣長崎市本蔵町二ノ二番地
高小卒業ニ從事シ前同組合副會長十年間
八ケ年間海産物貿易ニ當リ商ヲ營ム

歳二十五　作茂下木　農業
長崎縣長崎市江戸町三十九番地
高小卒業ニ從事シ前同組合副會長十年間
代議士氏ノ選挙ニ當リ目下防衛委員ヲ町内

歳六十五　藏貞木植　業施周
長崎縣長崎市稲田町三十六番地
前町務委員(七ケ年)同業組合評議員トシテ
盡力アリ

歳四十一　郎五龜崎山　商種苗
長崎縣長崎市大浦町二十番地
歩兵上等兵前記軍司法勲手在營中行證一條
ヲ授與セラル

歳三十七　野田一安　業造製鉛
長崎縣長崎市船大町三丁目一番地
製鉛所造船業ヲ營ム傍ラ現ニ長崎商業會議所議員ノ任ニアリ
製造職工

歳四十四　柴田金治郎　業委理
長崎縣長崎市中新町百四十九番地
多年本縣ニ於テ貿易業ニ從事シ現ニ長崎商業會議所議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳五十五　井上覺　業造瓦
長崎縣長崎市大浦町三十一番地
多年本縣ニ於テ瓦用粘土ノ採掘ニ從事シ大ニ信用ヲ博セリ

歳二十九　森田榮男　商酒米
長崎縣長崎市館内町二十九番地
本縣屈指ノ酒商ニシテ明治三十五年ヨリ今日ニ至ル迄業務ヲ經營シ益々盛ンニ發展シツヽアリ

長崎縣

歳四十七　金子梅太郎　商實業
長崎縣長崎市樺島町二十六番地
町ヲシテ町内委員ノ任ニ當ラシメ又消防組ノ幹部ニ推シテ多年消防ノ事ニ盡力シ其ノ功ニ依リ明治三十年ヨリ現ニ至ル迄引續キ在職シ其ノ間日露戰役ニ際シ歩兵上等兵トシテ從軍シ凱旋後勳八等ニ敍セラレ尚ホ其ノ後數回ニ亘リ從軍シ其ノ都度勳章ヲ授與セラレタリ

歳四十一　大塚清太郎　員社會
長崎縣長崎市大黒町二十四番地
海軍工廠補習學校ヲ三年修業シ三菱造船所ニ入リ爾來引續キ同所ニ勤務シ大正三年ヨリ現ニ至ル迄十七年ノ長キニ亘リ其ノ間職工ノ取締ニ當リ又同所ニ設置セラレタル職工救護組合ノ組織ニ際シテハ其ノ組織ニ參與シ且ツ其ノ後ハ引續キ同組合ノ幹事ニ選ハレ現ニ其ノ職ニ在リ

歳四十八　吉末爲松　商織
長崎縣長崎市千馬町二丁目六番地
貿易業ニ從事シ現ニ長崎商業會議所議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳三十七　八庄峯　請負業
長崎縣長崎市東古川町三十一番地
家庭會委員ノ外青年會幹事ヲ十數年間現ニ其ノ職ニ在リ

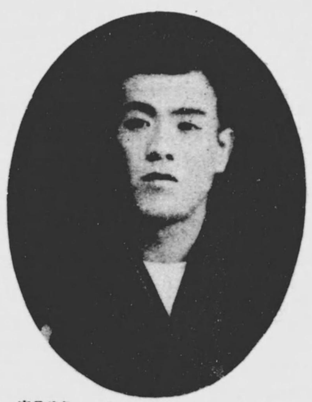

歳四十八　木八勇平　員請負物指業
長崎縣長崎市江戸町二十番地
中等科三年修業ノ後ち數種ノ商業ニ從事シ明治三十年ヨリ現ニ至ル迄引續キ貿易商ヲ營ム傍ラ日露戰役ニ際シテハ軍事扶助會幹事ノ職ニ在リテ盡力シ其ノ功ニ依リ勳八等ニ敍セラレタリ

歳五十三　山崎淺太郎　業介紹
長崎縣長崎市末廣町二ノ二番地
高小卒業後同業組合副會長十年間現ニ其ノ職ニ在リ又從事スル貿易商ヲ營ム傍ラ八ケ年間海産物ノ仲介ニ盡力シツヽアリ

歳三十四　平圖井向井　商炭石
長崎縣長崎市船津町六丁目二番地
四坂小學校評議員十六ケ年間現ニ業ヲ營ミ業務ノ餘暇ヲ以テ
公共ノ爲盡瘁シツヽアリ

歳二十四　廣瀬作吉　業工鐵
長崎縣長崎市萬屋町五番地
前青年會理事會計ニ在リシ際大正十年米國紐育市ニ於ケル日本商品陳列會ニ際シ其ノ製品ヲ出品シ其ノ功ニ依リ銀牌及賞狀ヲ授與セラル

歳三十八　七澤里村　業製鮮蒲造
長崎縣長崎市目覺町二十番地
町評議員會員組合評議員現ニ業ヲ營ミツヽアリ

歳四十　八幸尾松　業店食飲
長崎縣長崎市戸町一丁目二十番地
前青年團幹事トシテ町ノ爲盡力スル所アリ

歳五十三　郎一惠田吉　業製造版印
長崎縣長崎市下西山町二番地
日露戰役ニ出征シ軍曹ニ進級シ功七等ニ叙セラル

歳七十二　郎五安澤芦　業製造版印
長崎縣長崎市大浦町東四十番地
長崎商業會議所會頭ヲ十年間務メ其ノ間公共ノ爲盡ス所アリ

歳四十六　里千智越　業商造製豆
長崎縣長崎市御船町二十番地
多年本業ニ從事スルノ傍ラ町會議員其ノ他公ノ職ニアリ

歳四十七　用岡松　業貸屋間今
長崎縣長崎市八千代町三丁目五番地
海軍一等水兵トシテ日露役ニ從軍シ後備八年勤務ノ後ち日本海海運會社ニ入リ船長トシテ十三年勤務ノ後ち現ニ船舶會社評議員ニアリ

歳九十四　代松喜佃　業負運搬積荷
長崎縣長崎市西山町五十八番地
在リ現ニ於テ長崎市會議員ニアリ

芥　周治
長崎縣長崎市新地町三十三番地

歳十六　八仁垣志　業旅館
長崎縣長崎市大浦出雲町七十一番地
初等小學校ヲ卒業後旋盤職工ニ從事シ其ノ後町會議員ニ選ハレ町内ノ爲メ盡力シ殊ニ長崎市ノ防空演習ニ際シテハ防空監視哨ノ一部ヲ引受ケ其ノ任務ヲ完全ニ遂行シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

歳四十九　小松森治　商
長崎縣長崎市浦上村百八十人町二百二番地
日露戰役ニ際シテハ第八師團ノ一等卒トシテ從軍シ勇敢ニ戰ヒ數回ノ功績ヲ擧ケ金鵄勳章ヲ授與セラル

歳四十二　作田儀溝　業乾物
長崎縣長崎市百八番地
地方事務ニ從事シ其ノ間常ニ誠心誠意ヲ以テ勤務シ又産業ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ佐賀縣出身者ノ模範トシテ表彰セラル

歳四十三　向井平圓　商炭石
長崎縣長崎市船津町六丁目二番地
現業ニ從事シ其ノ間常ニ誠心誠意ヲ以テ勤務シ又産業ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

歳八十三　七彌里村　業製鮮蒲鉾
長崎縣長崎市目覺町二十二番地
現業ニ從事シ其ノ間常ニ誠心誠意ヲ以テ勤務シ又産業ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

瓦佛化
製造販賣
業
長崎縣長
勤軍少兵
勤七等功

歳十五　山下政二郎　職工
長崎縣長崎市船大町地番
大正三年ノ戰役ニ從軍シ其ノ後歸還シテ長崎市役所ニ勤務シ其ノ間内務大臣ヨリ賞狀ヲ授與セラレ又其ノ後町會議員ニ選ハレ町内ノ爲メ盡力シ殊ニ防空演習ニ際シテハ防空監視哨ノ一部ヲ引受ケ其ノ任務ヲ完全ニ遂行シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

歳四十四　中島貞一　商服呉
長崎縣長崎市浦上村百五番地
二十九歳ノ時ヨリ現在迄引續キ長崎縣出身者ノ模範トシテ表彰セラル

歳四十九　原田平泰清　商魚鮮
長崎縣長崎市佐古村百八番地
大正二年以來今日迄引續キ長崎縣出身者ノ模範トシテ表彰セラル

歳二十四　廣瀬作甚　業工鐵
長崎縣長崎市萬屋町五番地
現在ノ會社ニ入社シ其ノ後引續キ同會社ニ勤務シ其ノ間常ニ誠心誠意ヲ以テ勤務シ又産業ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

歳四十　松尾幸八　業店食飲
長崎縣長崎市戸町一丁目二十番地
現在ノ會社ニ入社シ其ノ後引續キ同會社ニ勤務シ其ノ間常ニ誠心誠意ヲ以テ勤務シ又産業ノ發展ニ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリシヲ以テ表彰セラル

歳 六十一
地
ケ所ヘ二十七ケ
ノ現任ニアリ

歳七十五　商 鮮氷　**郎太道藤伊**
長崎縣長崎市寶榮町三十三番地
ン厚用信心熱ニ業營業卒學中崎長

歳一十六
地
所ヘ二十七ケ
ノ現任ニアリ

歳五十三　商 物植青　**巖　田　坂**
長崎縣長崎市江戸町七十三番地
ン厚用信ノ内町ヰ從ニ業營業專心

歳四十一　業 屋理料　**郎太龜島福**
長崎縣長崎市浦五島町十七番地
町會議員料理組合幹事株式會社屋料理
會商戸山社
ムル勤ヲ等役重要社會式株瓦產物役重

歳四十四　員社會　**郎一儀垣志**
長崎縣長崎市旭町四丁目十六番地
務常團年青町旭事理組會人軍在郷身出市本舘
理事消防組合組

歳四十五　品製ム　**郎太治田歲**
縣崎長　商
長崎縣長崎市本五島町二十九番地
吳海軍工廠造艦三艘ヶ年ヶ六所船遣現
在ノ管第ヲ開始管業盛

歳四十一　商 品製料食　**二ノ宮勤兵衛**
長崎縣長崎市本船町五丁目十二番地
十正大務勤會商市崎長年六正大身出島五兒島
ル至ニ日今立開ヶ受引ヲ會商同年二

歳六十六　魚 類 商　**郎四重田吉**
長崎縣長崎市日覺町二十番地
ムル勤ヲ業現間年ケ四十

歳六十三　**郎三秋縣小**　會社 電鐵崎長
長崎縣長崎市坂本町百三十九番地
長崎電氣軌道株式會社會車庫主任京都電氣鐵
車輪係ヨリ現ニ榮繁ス職

歳一十六　店 草煙　**京屋長壽**
長崎縣長崎市魚之町三丁目二十八番地
町內役員長崎三菱造船所ニ二十九年鳥羽造
船所ニ六年勤處ヲレタリ

歳八十五　商 貨雜　**土井乙松**
長崎縣長崎市竹久保町百十四番地
消防小組組頭市役員ヲ勤メラレ長崎市四村
人會幹事タリ

精米業 **莞木辰治** 六十一歳
長崎縣長崎市西濱町四十七番地
同業組合評議員ヲ六ケ年間現ニ其職ヲ奉ジツヽアリ
元ム管ヲ以テ製造委託者

吉川愛
長崎縣長崎市濱口町二百九番地

桝田初太郎 六十九歳
長崎縣長崎市本籠町三十七番地

水產商 **伊藤道太郎** 五十七歳
長崎縣長崎市電波町三十三番地
長崎中學卒業後暫ク厚川信用組合ニ勤務シ

農業 **佐木新次郎** 四十七歳
長崎縣長崎市赤迫町二千六百四十二番地
佐世保ニ於テ人ノ實業補導ニ生ヲ得タル者ニシテ自ラ勤勞ノ尊キヲ體得シ其家業ヲ繼ギ專ラ農事ニ從事シ現ニ其ノ業務ニ精勵シツヽアリ

漁業 **久野勇次郎** 四十八歳
長崎縣佐世保市本島町三番地
元長崎縣佐世保市海軍軍需品運搬業ニ從事シ本國立ノ年一十正ノ大衛守軍元ヨリ其ノ業務ニ精勵シツヽアリ

吉岡長次郎 六十一歳
長崎縣長崎市西坂町七十七番地
三菱造船所ニ來リ爾來約二十ケ年ノ間ニ亘リ其ノ業務ニ精勵シツヽアリ

青物商 **坂田巖** 三十五歳
長崎縣長崎市江戸町七十七番地
厚川信用組合ノ内ノ町ニ在リテ專心其ノ業務ニ從事シ

料理業 **福島鑑太郎** 四十一歳
長崎縣長崎市浦五町十七番地
町會議員料理屋組合幹事株式會社山戸商會ノ取締役ニシテ專ラ其ノ業務ニ精勵シツヽアリ

漁業 **吉田重四郎** 六十六歳
長崎縣長崎市目覺町十二番地
四十ケ年間現ニ其ノ業務ニ專念シツヽアリ

指物商 木具製造業 **岩本壽太郎** 四十九歳
地番九十三町元市保佐世保市佐賀縣長崎
ス事業ニ従現立岡身出縣山岡

飲料水製造業 **柴田佐太郎** 四十歳
長崎縣佐世保市鳥本町二十五番地
前組頭組合長ヲ勤メ同業者ニ信用アリ

食料品商 **鐘ヶ江七次** 四十七歳
長崎縣佐世保市高天町九十七番地
縣岡福三藩ノ出身ニシテ「ペリー」ノ功ニ依リ現役ヲ退キ事業ニ従ヒ等瑞宝章ヲ授ケラル

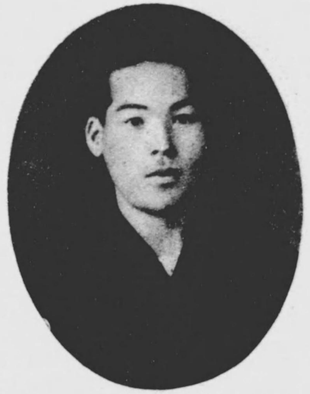

魚類商 **野口久治** 三十三歳
長崎縣佐世保市白南風町四番地
青年時代ヨリ現營ヲ營ムト共ニ小仲間ノ出身町市場取締ヲ
ス

米穀商 **淵久太郎** 五十六歳
長崎縣佐世保市相生町九番地
佐賀縣ノ出身ニシテ苦學力行ノ末獨立自營ヲ營ムト共ニ
ル知ラ努ヲ事幹ト組合防消ノ弘ニ

農業 **山崎陸太郎** 五十四歳
長崎縣佐世保市勇崎字免二千十七番地
生ニ家ノ族ト士ヲ面モ佐世保ニシテ兒キノ抜ケ
レ知ラル

紙商 **松末口山** 六十一歳
長崎縣西彼杵郡生月町大字山田免三番地
佐賀縣西松浦郡ノ出身ニシテ佐世保市ニ在
ル事久シク町會ノ為メ大ニ勤ム

大工業 **北村猶作** 四十七歳
長崎縣佐世保市光月町十二番地
佐賀縣藤津郡ノ出身町商生組馬消防組長
ノ事業ニ従ヒ等瑞宝章ヲ授ケラル

海軍御用達食料品商 **原豪** 三十三歳
長崎縣佐世保松浦町二十番地
佐賀縣ノ出身ニシテ佐世保市
松浦町評議員海軍協會々員ナリ

豆腐製造業 **田川善三郎** 四十二歳
長崎縣佐世保市松川町百六十七番地
熊本縣士郡松合町ノ出身ニシテ本業ノ外海
軍御用達商ヲ營ム

歳七十三　吉岩　秀上　工職軍海
長崎縣佐世保市島地町一番地
海軍職工ニシテ手真ノ認メラル

歳五十四　堤　義勇　業建用
長崎縣佐世保市福石免五十八番地
日露戰役ニ際シ海軍文官ニ準ジ叙勳七等ニ敍セラル
勳功ニ依リ賜金ヲ受ク

歳二十三　次善田戸仁　員務職産
長崎縣佐世保市福石免六百四十六番地
靑年團長ニシテ在鄉軍人會役員等ヲ動メ
總武本大日會長崎縣支部常務委員長ニ
勳メラル

歳九十四　岩本喜太郎　員職指導
長崎縣佐世保市元町三十九番地
岡山縣出身獨立現業ニ從事ス

歳七十四　次七江ケ鐘　商品料食
長崎縣佐世保市高天町九十七番地
福岡縣三潴郡ノ出身ニシテ日露戰役ノ功ニ
依リ賜金ヲ受ケ等瑞寶章ヲ授ケラル

歳六十三　岩永志波　男　商運用御
長崎縣佐世保市鹽浜町二十二番地
大正六年關東大震災ニ際シ救濟事業團ヲ組合
評議員ニ選用セラレ御用金ヲ寄託ス
信用組合ノ理事ヲ動メ

歳四十二　白濱關藏　業造製物產海
長崎縣佐世保市福石免五百五十七番地
明治四十五年兵役ヲ終ヘ其後現役ニ準ジ
事業ニ從ヒ大正二年召集ヲ受ケ軍人會ノ爲メ
在鄉軍人會ノ爲メ盡力セラル

歳七十五　吉峯　北　商炭石
長崎縣佐世保市港町三十番地
市會議員トシテ佐世保市ノ爲メ盡力シ
カナリノ功ヲ認メラル

歳六十三　柴田佐太郎　業造製具料飲
長崎縣佐世保市本島町二番五番地
漁業ニ從事シ傍ラ信用組合ヲ設立シ長ヲ動メ
萬圖類組合ヲ組織シ專ラ其ノ爲メニ盡ス

歳六十一　山口　商紙
長崎縣佐世保市窪町三番地
長崎縣西彼杵郡松浦ノ出身ニシテ日露戰役ニ
際シ佐世保市ニ在リテ大ニ盡ス

歳十六　作峯田和　業農
長崎縣北松浦郡佐々村口石免九百九十三番地
農業專ニ勞働ニ從事シツヽ實家ノ經濟ニ關心シ
意志強固ニシテ人一倍ノ努力ヲ拂ヒツヽアリ

歳十四　助之喜義原高　業農
長崎縣北松浦郡佐々村上口山免七百九十二番地
農業ノ傍ラ青年時代ヨリ青年團ニ入團シ現在ニ
至ル迄團長副團長ノ重職ニアリ

歳二十四　弼佐田濱　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々字中免百六十七番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳二十四　白石金十郎　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々字中免百六十七番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳四十九　郎三香田久　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字中野字瀬戸免百八十八番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳五十四　川内野密治　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字吉井田三百四十七番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳四十一　郎三庄田畑　業製座製
長崎縣北松浦郡佐世保市花園町百十七番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳七十六　郎太精田池　業漁
長崎縣北松浦郡吉井村大字福井百九十六番地
會員ハ農事改良實行組合ノ組織ニ參加シ常ニ研究ヲ重ネ
農閑期ニハ青年團ノ團長トシテ青年ノ指導ニ當リ
村治ノ發展ニ盡瘁シツヽアリ

歳九十四　八權内東　業商
長崎縣佐世保市福石町百六十二番地
會員ハ商業ノ傍ラ魚類ノ販賣ニ從事シ明治三十七年

歳十五　八太川小　業農
長崎縣北松浦郡中里村吉岡免四百八十二番地
會員ハ郷土ノ爲メ熱心盡力シ村社總代會員評議員
中里村消防組合員トシテ活躍ス

歳十四　吉川勇北　業農
長崎縣北松浦郡佐々村口石免百四十五番地
農事改良ニ大ニ盡力シ信用組合ヲ設立シ産業組合ノ基礎ヲ作リ
村治ノ改善ニ努メ村會議員トシテ村政ニ參與シ
村會副議長ヲ經テ現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳一十四　七要田石　業農
長崎縣北松浦郡佐々村小佐々免百九十九番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳四十五　吉佐藤近　業工大
長崎縣北松浦郡佐々村小佐々免百九十五番地
農事ノ改良ニ盡力シ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳十六　作峯田和　業農
長崎縣北松浦郡佐々村口石免百九十三番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳四十二　弥佐田濱　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々百八十七番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳二十五　郎太畑口江　商物金
長崎縣北松浦郡佐々村口免百四十五番地
農事ノ改良ニ盡力シ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳六十六　市ノ本荒　商炭薪
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々百八十七番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳一十四　作金田石　業農
長崎縣北松浦郡佐々村小佐々免百九十七番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳十四　助之喜義原高　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々百八十七番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳一十四　郎十金石白　業農
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々百八十七番地
農事改良ニ熱心ニシテ産業組合ノ設立ニ盡力シ
村會議員トシテ村治ノ改善ニ努メ
現ニ村會議長ノ職ニアリ

歳十九
九七番戸
村ノ爲メ

歳十五
二四二
有財産

業 物染
滝七十五 郎太直口川
長崎縣北松浦郡相村口山
地番三十三免
村ノ知ラル者業同シ従事ニ職現ニ
坊少ロリ
防組役員

永田隅太郎
長崎縣北松浦郡相浦
地番二十三免

歳十四 藏健子金 業 農
長崎縣北松浦郡羽
地番七二百九免
功ニ依リ
事農ヲルケラ授ク章褒
リタ等員議評合組用信
改良實行

歳五十八 郎太市田森
東朝鮮
米穀
長崎縣北松浦郡瀬
地番二百五十
元村
合組
員組防消

歳一十五 郎太敷川保久 業 農
長崎縣北松浦郡志
地番四十九百二
三前員議會町
リタレシテ實勤ヲ年ケ三長區
現町ス役
元
會議員
助
朝

歳二十四 治熊本松 賣販品物
長崎縣北松浦郡世
二ノ八八三免
佐ア
ル
物
青年時代ロリ蓄ヲ業
ニ居人ノコシテモノ
來ニ地住現ロリ地生出折ノ歳七身出ノ餘賃

歳四十四 郎次彦田高 業 農
長崎縣北松浦郡明
二ノ十四免内
青年時代ロリ農業ニ従事シ農ノ村
力盡ラ爲メ

歳四十五 作七口山 業 農
長崎縣北松浦郡佐
地番十
現住所ト生地ヲ共ニシ
ヲ區評議員ニ擧サル

歳一十四 作丹頭川 業 農
長崎縣北松浦郡志
一二三免
青年時代ロリ従事動功ニ依リ動八等ニ叙セ
ラル

歳六十三 藏清口川 業 農
長崎縣北松浦郡中野
戸番
青年時代ロリ農業ニ従事ス農ト改良實行ニ
勵心

農業　一英山本　歳三十七
長崎縣北松浦郡佐々村大字口免百五十九番地
勤勉力行ノ士ニシテ業務ノ餘暇勉メテ意學ヲ修ム

雜貨商　久保田芳太郎　歳五十五
長崎縣北松浦郡佐々村小字大野炭坑開鑛以來主トシテ坑内ノ運搬ニ從事シ現在ニ至ル

農業　助京野川　歳四十九
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々百三十三番地
功ニヨリ勤八等瑞寶章ヲ受ケ專ラ農事ノ改良ニ努メ大正十二年以來引續キ村會議員ノ職ニアリテ村政ノ爲メ盡力ス

染物業　川口直太郎　歳五十五
長崎縣北松浦郡山口村相浦字免百三十三番地
坊ヨリ現ニ從事シ傍ラ同業組合ノ役員ニ推サレ又村會議員ニモ當選シ村政ノ爲メ盡力ス

農業　金子健藏　歳四十
長崎縣北松浦郡佐々村大字口免百九十九番地
明治四十二年以來引續キ村會議員ニ當選シ村政ノ爲メ盡力ス

農業　雄政田德　歳三十九
長崎縣北松浦郡吉井村大字古川内免百二十三番地
村會議員ニ當選シ村政ノ爲メ盡力ス

雜貨商　特保弓眞　歳四十八
長崎縣北松浦郡世知原村大字下免百六十二番地
炭坑ニ入坑シテ以來今日ニ至ル迄三十年ノ長キニ亘リ坑夫ノ爲メ盡力シ又坑夫ノ福利増進ノ爲メ盡力ス

農業　大瀬芳太郎　歳四十五
長崎縣北松浦郡佐々村大字佐々免二四二―二四二番地
産業組合ノ組織ニ關シテハ率先シテ之ニ加入シ又村會議員ニ當選シテ以來今日ニ至ル迄引續キ村政ノ爲メ盡力ス

永田隅太郎
長崎縣北松浦郡相浦字免百三十二番地

農業　高田產次郎　歳四十五
長崎縣北松浦郡平戸町大字川内免百四十二番地
明治四十年以來引續キ村會議員ニ當選シ村政ノ爲メ盡力シ又大正十年以來引續キ村農會長ニ當選シ農事改良ニ努メツヽアリ

歳一十五　**吉久山平**　業　商
長崎縣南高來郡大正林六十六番地
日露戰役ノ際七功級ニ依リ功勳ノ證勳八等ニ叙セラル

歳七十三　**記直口田**　業　農
長崎縣南高來郡口津町乙四百六十二番地
治自村農業ニ多年村會議員消防組役員青年會役員トシテ青年ニ力ス

歳四十四　**治新兒新**　業　農
長崎縣北松浦郡田平村上志佐二五三番地
青年時代ヨリ農業ニ特ナク事ニ從ヒ農事改良ニ熱心ニ勤メ農産物ノ改善ニ力ヲ盡シ居ルノミナラズ産業組合ノ發展ニ貢獻シ尠カラザル

歳七十七　**吾永島塚**　業　家貸
長崎縣南高來郡瑞穗町原八百四十番地
赤十字社員青年團相談役警察署員及中學校ニ現ニ多年勤續シ教育ニ盡瘁セルノ外赤十字社ニ功アリ賞狀及紀念品ヲ贈ラル

歳三十五　**郎十茂岐田志**　業　農
長崎縣北松浦郡佐々木村大字宇久ノ家一〇九九番地
村會議員ニ當選シ現ニ多年勤續シ農事改良ニ盡瘁セルノ外村ノ風紀取締ニ任ジ又村ノ有力者ニシテ人望厚ク家運隆盛ニ向ヒツヽアリ

歳四十四　**治平殿鶴**　業　農
長崎縣南高來郡西有馬村百六十五番地
消防隊員トシテ永年勤續多年幹部ノ職ニ在リ又青年團員ニシテ現ニ多年幹部ノ職ニ在リ家庭圓滿ナル傍ラ村會議員トシテ人望厚ク

歳四十九　**郎五留田原**　業　炭礦主任　會社勤務
長崎縣北松浦郡世知原村迎第六十八番地
實業家トシテ夙ニ農事ニ從事シ後現業ニ轉ジ學校卒業後家業ヲ繼ギ村會議員ニ當選シ數回ニ亘リ村長ノ職ニ在リ

歳十四　**助之軍口山**　業　農
長崎縣北松浦郡鹿町村百十三番地
鹿町村農會議員信用組合評定員區評議員等ニ選バレ後現業ニ從事シ村ノ發展ニ盡瘁セルノ外學校卒業後家業ヲ繼ギ村會議員ニ當選シ數回ニ亘リ村長ノ職ニ在リ

歳二十五　**郎五安川小**　業　農
長崎縣北松浦郡小木村大字下岳免百五十八番地
青年時代ヨリ農業ニ從事シテ現在信用組合ノ組合長ニ當選シ公私ニ活躍ス

歳四十五　**豊里新東**　業　農
長崎縣北松浦郡山口村大字母ヶ岳免七十七番地
青年時代ヨリ農業ニ從事シテ現在村會議員區評議員トシテ村治ニ盡力ス

歳四十九　農　業　齋藤惣永吉
長崎縣南高來郡深江村二百七十九番地
勤功ニ依リ八等ニ叙セラル

歳十五　農　業　森永金之助
長崎縣南高來郡島原町百五千百番地
曾テ消防ニ二十七年間勤續セラル日露戰役ニ召集在郷軍人分會評議員トシテ出征中ハ留守
從軍ヲ在リタリ地ニ戰闘月ケ十

歳十四　農　業　藏田嶋市
長崎縣南高來郡深江村千百五十九番地
納稅組合副組長ニシテ士ノ實際厚篤ナル事務ヲ幹ム

歳十五　商　業　吉久山平
長崎縣南高來郡大正林六十六番地
日露戰役ニ叙セラル等八勳七功ニ依リ勳ノ

歳八十四　農　業　男七十上川
長崎縣南高來郡深江村百九十一番地
農事熱心家ニシテ同村消防役員區長ヲ二十一ケ年ニ亘リ

歳一十五　農　業　藏久田米
長崎縣南高來郡島原町百三十九番地
區長在郷軍人分會評議員日露戰役ノ功ニ依リ叙勳八等消防組員トシテ二十四年

歳四十四　農　業　平田熊藏
長崎縣南高來郡布津村千九十三番地
區長代理兼村會議員組合副組長

歳三十七　農　業　記直口田
長崎縣南高來郡口ノ津町乙四百六十二番地
青年會役員消防組役員トシテ參年農事改良ニ盡力ス

歳四十四　農　業　治新兒新
長崎縣北松浦郡佐志村田原免三百五十八番地
青年時代ヨリ農業ニ特ニ從事ナシ農事改良ニ盡力シ居ルノミナラズ消防ニ關シテモ非常ニ勉メ

歳五十七　貸家業　吾永島塚
長崎縣南高來郡島原町櫛八百四十番地
赤十字社員青年團相撲會及中學校ニ於テ柔道ヲ教授シ功アリ賞狀及紀念品ヲ贈ラル

歳六十
地
功ノ勲

歳五十
地番
十三
ム

業物染　郎太孝崎宮
長崎縣南高來郡西有家村字七百九十六番地
染物業ヲ營ミ勞力勞働ス

農業　郎太淺内竹
長崎縣東彼杵郡江上村字上百六十番地
青年時代ロリコトルウ
シ厚望徳ヲ
歳七十五
農業ニ從事スル傍ラ代議士ノ
代理ヲ勤ム

農業　一龜場馬
長崎縣北高來郡江湖村字一部三百七十五番地
前區農會員ニ當選シ數回ニ亘リ町村委員ト
シテ勞働爭議ノ調停ニ盡瘁シ表彰ヲ受ク
歳二十五

貸家業　郎九木大
長崎縣北高來郡早岐町字乙百八十番地
明治四十三年獨立開業以來勤勉努力ノ結果
現在ニ於テハ小間物商ヲ營ムノ傍ラ代議士
ノ選擧ニ際シテハ推薦ヲ受ケ區長ノ職ニ在
リテ町村ノ發展ニ盡瘁セリ
歳一十五

業種雜貨　山楢　明
長崎縣南高來郡早岐町字乙百六十六番地
元呉服店ニ從事シ後本店ニ獨立開業シ爾來
三十年ニ亘リ商業組合ノ組織ニ盡瘁シ現ニ
組合長ノ職ニ在リ
歳五十三

酒　市火
長崎縣北高來郡西有家村字乙百六十六番地
元西有家村村長ニシテ在職二十年ニ亘リ町
村ノ發展ニ盡瘁セリ
歳六十

農業　郎七十五　淺内竹
長崎縣東彼杵郡江上村字上百六十番地
青年時代ロリコトルウ
シ厚望徳ヲ
歳七十五

農業　北御門萬平
長崎縣北高來郡早岐町字乙百八十番地
九州長崎副組合組合員ニ當選シ數回ニ亘リ
町會議員ニ當選シ現ニ町會議員ノ職ニ在リ
歳九十四

製造業　浦　宗作
長崎縣北高來郡早岐町字乙百五十三番地
明治四十年以來製造業ニ從事シ現ニ商工會
議所議員ノ職ニ在リ
歳七十五

農業　一丸九石
長崎縣北高來郡早岐町字乙千二百十一番地
在鄉軍人分會評議員ノ職ニ在リ
歳六十三

洋傘雜貨商　市留本山
長崎縣北高來郡早岐町字乙百一番地
大正十二年當町ニ來リ獨立現在ニ至ル迄ニ
實業ノ發展ニ盡瘁セリ
歳四十五

農業　郎四清本房　五十二歳
地番七一三一郡仙中村見佐波下郡杵波東縣新長崎
ヲ功ニ良改畫農シ事從ヨリ代年壯青

雜貨業　作又尾中　數座賞　七十四歳
地番六十六百二町村大郡杵波東縣崎長
ナ比力勞其ク厚篤信ノ間者同業テシテ厚ニシ
シ

農業　郎太用甫　三十六歳
長縣東波杵郡松風ノ與ヨリ破早郡杵波東縣崎長
消防組前區長村農會ヨリ良改事農シ
功ノ勵奬ク受ヲ員農及狀賞ニ依リ

染物業　郎太孝崎宮　七百九十六番地
長崎港高來郡西彼村
勤勉努力業務ス員

農業　一龜場馬　五十二歳
地番三三五名一部三村江潟郡來高北縣崎長
前區會議員農畜奬勵ニ依リ委トシテ員
勞功ヲ賞ク受

織物業　川添市松　五十三歳
長崎縣東波杵郡大村
地番二十丁
日露戰役ニ等八勳リヨリ功ノ
現ルヲセ叙ニ
ヲ向ニ盛隆年益年義十トコムヲ

農業　作榮田島　五十二歳
阿波國德島縣
長崎縣東彼杵郡大村
地番四十九百三町
日露戰役ノ功ニ日今
開業ル承ニ

商業　郎次定田保久　六十歳
長崎縣東彼杵郡早岐町
地番三十五百四東
元町歳代
ム營ヲ業現ク十四年ケ八厚ン德望ウルコトヨリ

農業　郎太洗內竹　五十七歳
長崎縣東彼杵郡江上村
地番二十六百
青年時代ヨリ農業ニ從事
シ設ヲ代村元ス

農業　萬門御北　四十九歳
長崎縣北高來郡早苗町
地番五八九名
町養置組合農業改良實行組合長
州九長ヲ受ヲ牌賞銀賜ノ際ノ品米出白雪進片會

歳六十六　吉常山平　農業　現品販賣
地番七二二郷尾良奈村尾良奈郡浦松南縣崎長
明治三十八年ヨリ大正十年迄村役場ニ奉職
村政ニ盡力セラレタリ

歳十七　郎次勇島和　業職製
北海道上川郡永山村十朱半
製品ハ各地博覽會ニ於テ賞入賞スル事數多ノ外
清水村ノ為メ盡瘁年壹年大正十一年被選
組長ニ就任セラレタリ

歳六十六　郎太茂村中　商貨雜
地番七十七郷島玖珂村大郡評郡被東縣崎長
二員議評組防消部一第員議評郡被東縣崎長
寺小屋修業ヲ經テ現年ケ十
ム營ヲ業

歳八十四　郎太房藤佐　商服呉
地番九三百可村大郡評被東縣崎長
前町務委員區長二十五
ム營ヲ業現年ケ十
ケ年物染ヲ營ム

歳四十五　郎太憩村吉　農業
九十三百千郷山中村彼佐郡下彼杵被東縣崎長
青年時代ヨリ農業ニ從事現代
改良農業ヲ目的トシ農會代理ヲ
ム勤ヲ長區員議會村元長合組行實良

歳九十三　郎太文水志　農業
長崎縣東彼杵郡上江村上江
地番三十二百千郷帝國在軍人
勤功ニ依リ叙ニ等八勳ヲ
ルヲメ勤ヲ長組會分會

歳五十一　衛兵半川前　農業
長崎縣西彼杵郡高面村大白和三九街
青年時代ヨリ農業現在信用組合評定員
郷元組合長就任セラレタリ

歳四十二　吉磯行執　造製子菓
長崎縣西彼杵郡松島村内二郷二五番
二十年前ヨリ現職業ニ從事
村會議員公設
消防部長ヲ

歳四十六　三德口野　員社會
長崎縣西彼杵郡松島村二百五十二千三百三
地番二
明治四十年ヨリ長崎縣松浜炭坑原業引續今
日ニ至ル

歳九十三　郎次好田前　農業
長崎縣西彼杵郡高面村二百二十二番
青年時代ヨリ農業ニ從事現在地方
年間顧問

北海道

歳十四　美勝野木屋理料
日丁三町出ノ日島中村山水郡川上道
治長副會年青ニシテ家聯活出身ヲ縣島福
スル鄕ニシテ本業度道十二年五明治ヲ合組積長伍防組

久特岡谷
村川小郡川吾縣知高
推アル議人スナラヲ盛ノ日今ノ伏ニ力勞ノ
君サレテ村政ニ臺スル

高知縣

街　山　上
町野伊郡川吾縣知高
性温厚ニシテ篤實信シ

歳六十六　吉常山平　販賣品物
地番七二三郷尾良奈村尾良奈郡浦松南縣崎長
業ニ事場ヲ設村治ノ大正十年ヨリ明治三十八年ヨリ
ルヤウニナレル力ニ臺村政

歳三十五　藏德田今　及業農
業商
一輌ニ二ノ臺美字村水清郡川上國
功ニ業本道度年五十二治明身出ノ縣本
シ成スルト員合組積長伍合防組
大ニ村篤信シ試員ニ政村ナリ

歳十四　松繁本德　製輛車業
北海道上川郡神樂村字本通リ五丁目
富山縣ノ出身大正二年獨立營業勤勞努力
今日ニ至ル鄕ニシテ長合組部番ル

魚　商　中坂吉次郎　四十四歳
北海道上川郡神樂村字通別市街地
富山縣出身明治三十五年渡道開業爾來奮勵
今日ニ至ル同業者間信用大ナリ

製圖業　和島勇次郎　七十歳
北海道上川郡永山村十朱別
製品ハ谷地博覽會ニ於テ入賞スル郷里青森縣
清水村ノ爲メ多年ニ亘リ道渡

雜貨商　郎太茂村中　六十六歳
長崎縣東彼杵郡大村町玖島鄕七十七番地
寺小屋條業鄕評議員第一組消防組織
二員ニ十ケ年現業ヲ營ム

農　業　衛兵半川前　五十一歳
長崎縣西彼杵郡面高大村白和街三九二四番地
青年時代ヨリ農業ニ現在信用組合評定員ニ
組長就任セラレタリ

歳六十五　**郎三忠野鯵**　牛乳搾取販賣業
北海道釧路市茂尻矢町六十八番地
大正十年開業釧路牛乳同業組合組織ト共ニ副組合長ト
シテ活動ス

歳五十四　**治政賀芳**　商卸魚鮮
北海道釧路市茂尻矢町九番地
釧路縣人明治四十一年渡道當初ヨリ今日ニ至ル迄不斷ノ努力ヲ以テ
成功ヲナス

歳三十四　**郎次政邊渡**　會社員
北海道上川郡旭川區東旭川町外地
新潟縣南蒲原郡下條村ノ出身トシテ明治四十四年渡道シ爾來
十年渡道ノ目的ヲ貫徹スル迄不斷ノ努力ヲ以テ勤勉ス

歳三十五　**作勒藤近**　業農
北海道上川郡神樂村字神樂町七丁目
岐阜縣出身ニシテ明治三十四年渡道シ爾來農業ニ從事シ大正
十年ヨリ村會議員ニ當選シ現在ニ至ル

歳七十一　**吉傳淺湯**　業農
北海道上川郡新得村字佐幌基線八十六番地
德島縣人明治二十二年渡道シ爾來農業ニ從事シ大正十年ヨリ
現住地ニ移住シ現在ニ至ル

歳四十二　**八幸野牧**　業農及ビ
吉岸
北海道上川郡旭川區東旭川町四丁目
靜岡縣人明治四十二年渡道シ爾來農業ニ從事シ大正十年ヨリ
現住地ニ移住シ現在ニ至ル

歳四十二　**次松島谷**　商穀米
北海道上川郡神樂村字東旭川
地
北海道上川郡旭川町
富山縣人明治三十四年渡道シ爾來穀物商ニ從事シ大正十年ヨリ
現住地ニ移住シ現在ニ至ル

歳五十六　**郎太惣越宮**　業農
北海道上川郡東旭川村北三丁目
日清日露兩役ニ出征シ勳八等ニ敍セラレ功七級金鵄勳章ヲ授與
セラル

歳三十　**作長田村**　業米精
北海道上川郡神樂村神樂町
富山縣下新川郡ノ出身ニシテ明治三十五年渡道シ爾來農業ニ從事
シ大正十年ヨリ現住地ニ移住シ現在ニ至ル

歳六十一　**平利片山**　業農
北海道上川郡東旭川村北四丁目
香川縣ノ出身ニシテ明治二十五年渡道シ爾來農業ニ從事シ大正十
年ヨリ現住地ニ移住シ現在ニ至ル

歳三十四　海産物商　**武良菊壽**
北海道釧路市幣舞町四番地
鳥取縣人明治四十三年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳四十一　木材商　**深谷助太郎**
北海道釧路市幣舞町六十七番地
愛知縣人明治四十五年渡道
各會社取締役
釧路商工會議所會員
貴族院多額納税者議員

歳五十八　農業　**岡島重次郎**
北海道釧路郡鳥取村字ヤンキピラ
村治ニ熱心ナル信用組合長及理事
學務委員農業調査員

歳五十六　牛乳搾取販賣業　**鯵野忠三郎**
北海道釧路市茂尻矢町八十六番地
大正十年開業釧路牛乳同業組合長
健保組合副組合長

歳四十三　農業　**丸山紋三郎**
北海道十勝國中川郡本別村字大津
村會議員
北海道農會評議員
岐阜縣人大正六年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳三十七　雜貨商　**高橋初次**
北海道釧路市幣舞町一丁目二番地
香川縣人明治四十五年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳四十八　左官請負業　**吉田喜兵衛門**
北海道釧路市入舟町五番地
日露戰役ニ國債應募ノ大ナル
表彰ヲ受ケ
明治四十三年宮城縣ヨリ移住
現今ノ成功ヲ見ル

歳四十五　鮮魚商　**賀芳政治**
北海道釧路市茂尻矢町九番地
秋田縣人明治四十一年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳三十四　金物商　**渡邊政次郎**
北海道上川郡旭川番外地
新潟縣有薗原町出身
明治四十年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳二十四　米穀商　**谷島松次**
北海道上川郡神樂村字本別市街地
富山縣人明治四十二年渡道
現今ノ成功ヲ見ル

歳八十四　農業　**一長原石**
北海道中川郡音頃村牛首別
富山縣人明治二十九年移住本道ニ農業ニ事拓開従事ス
ルヲ知テシト農大ノ試有事従

歳十四　農業　**吾勘田池**
北海道十勝國河西郡帯廣町南一線五番地
岐阜縣人明治三十八年移住本道開拓事業ニ專心シ各種ノ共進會ニ參與シ村政ニ盡瘁ス

歳五十二　農業　**吾井宗村**
北海道十勝國中川郡音頃村字小川
福島縣人明治十一年渡道開拓事業ニ成功シ村ノ大所ナリ試驗ス

歳九十四　農業及畜産　**吉幸川助**
北海道十勝國中川郡幕別村字別原基線八北
岐阜縣人明治四十四年渡道ノ成功者ニシテ畜産ニ事業ヲ今日ノ大ヲナス

歳三十八　商業　**郎三清藏掛**
北海道十勝國中川郡本別村市街
明治三十八年以來本業ニ從事經營シ今ヲ得タリ見ヲ成功ノ日

歳三十九　農業及畜産　**郎次由澤廣**
北海道十勝國中川郡音頃村字大ノヤマ
ウシ南一線西番地
富山縣人明治三十一年渡道農業及畜産ヲ經營シ今日ノ成功ヲ見タリ

歳四十九　農業　**作喜橋高**
北海道十勝國中川郡池田町大字居邊基線七七番地
宮城縣出身明治四十年渡道農業及畜産ニ從事シ今ヤ村ノ大多所ナリ試買ニ成功ス

歳四十三　農業　**造作森**
北海道十勝國中川郡幕別村字白人村
富山縣人明治四十年渡道開拓事業ニ專心シ今日ノ大ヲナシタリ

歳四十三　農業　**郎三德森**
北海道十勝國中川郡池田町字近牛北十一線
石川縣出身明治三十一年渡道農業ニ從事シ本村友畜ニ經營ス本道開拓ニ試買ス

歳二十五　農業及畜産　**郎太久澤小**
北海道十勝國中川郡音頃村字牛首別南一線
富山縣人明治二十七年渡道農業及畜産ヲ經營シ農村開墾ヲ為ナリ大所ルス試買ニ

歳六十四　**吉留富久**　商計時
北海道十勝國河西郡帯廣町大通六丁目十六番地
シ官營移業開力獨逸渡年十四治明人縣阜岐
共合組員議會工商リナ大盛ニ日得ヲキ

歳五十六　**小里太四郎**　農業
北海道十勝國河西郡幹生美地
業ニ專拓開道渡後年一十四治明人縣阜岐
リタ得ヲ功成ノ日今心

歳四十八　**茂木三之**　農業
北海道河西郡芽室村大字芽室
埼玉縣人治明年三十二渡道本拓開ニ成功シ
ダリ

歳四十八　**長石原一**　農業
北海道中川郡音威村別首牛
富山縣人治明年九十二移住本道開拓事業ニ
從知ラルヽトシテ農大ノ數有事

歳五十六　**松吉山金**　料理店
北海道十勝國河西郡芽室村芽室
八ノ二條一西
今シ營經ヲ業來本年五十二治明身出市縣
日ニ至ル

歳五十一　**八喜鍋眞**　雜貨穀類業
北海道十勝國河西郡帯廣町大通十丁目
香川縣人治明年二十三渡道農業ニ後功シ
本業ニ日今日始開

歳二十五　**郎一源井物**　料理業
北海道十勝國帯廣町西一條八ノ二丁目十番地
茨城縣人大正元年渡道獨力營業ヲ
ス職ヲ勤ヲ他ノ共組副ヲ組長ヲ同業ヲ見タシ

歳四十　**勤田池吾**　農業
北海道十勝國河西郡帯廣町南一線五西番地
岐阜縣人治明年八十三渡道拓開ニ事業ヲ心專
村政ニ參與シ名種ノ職ヲ共ニ勤ヲス

歳五十二　**吾宗村井**　農業
北海道十勝國中川郡音威村字小川
鹿島縣人治明年三十一渡道開拓事業ニ成功
シ村ニ貢獻スル所大ナリ

歳四十四　**作喜橋高**　農業
北海道十勝國中川郡池田町大字居辺基線七七
宮城縣出身明治四十年渡道農業及畜産ニ從事
奉村ニ貢獻スル所大多リナ

歳十五
野東四郎
功シ各種公

雑貨商　店頭　佐々木庄松　歳二十五
北海道空知郡滝川町廣小路二丁目三番地
道渡年二廿九明治ヲレテ鳥出ノ郡生丹部井縣
シ富國努力今日ニ至ル

雑貨商　矢崎虎吉　歳四十九
北海道空知郡滝川町字下別村声廣
地番四五ノ北ヲ通ル蔵家
鳥出ノ郡原南縣新
大正九年開立組
ス

井原宗吾
北海道十勝國中川郡豊永村

宇野徳右衛門
北海道十勝國大字大村字室半
古代上字室半

農業　佐藤文彌　歳五十五
北海道十勝國上浦幌郡
縣鳥人明治三十八年渡道農事開拓ニ專心
今日ニ至ル

歳八十五
六六番一線東
ヲ得
也

農業　郎太嘉丹四　歳五十六
北海道北見國網走郡網走町上富
縣人明治十一年四月渡道
ヲ見ル

食料品商　作要部廣　歳六十三
北海道空知郡滝川町蔵家通ヲ北ノ四五番地
新潟縣南原ノ郡鳥出ニシテ大正五年渡道
大正九年開立組織ス

土木請負業　及川喜兵衛　歳五十四
北海道空知郡滝川町茱花通北ヲ四丁目十八番地
岩手縣ノ出鳥ニシテ明治四十一年渡道
七年開業當家國ナリ

染物商　高島正信　歳五十四
北海道空知郡上富良野町市街地
石川縣ノ出鳥明治二十四年渡道
シ專ラ多年トシテ町會議員等ヲ歴任
員當選委

製菓商　堀井清造　歳四十七
北海道空知郡上富良野町市街地
茨城縣ノ出鳥明治二十三年渡道
畜業營立開業
圖努力ノ結果今日ノ大ヲ成ス

歳四十三　吉喜藤伊　商貨雑
北海道北見國常呂郡綱走町字東藻琴
地番十四ノ一　移住ノ際ハ開墾地ニ適スル農具ヲ携帯シ来リ
宮城縣人大正四年渡道ス

歳十七　藏房谷梅　農業
北海道北見國常呂郡綱走町字東藻琴
兵庫縣人明治二十八年渡道開拓ニ従事シ
村政ニ参与スル所大ナリ

歳十五　治紋緑田　ピル職及畜産業
北海道北見國常呂郡綱走町大字東藻琴字原野東四線ヰ
番地ニ大正十三年渡道開墾ニ着手シ
現在ニ至ル
福井縣人明治二十三年渡道
雪印乳業株式會社ニ入社シ
共ニ業務ニ従事スル所大ナリ

歳二十五　松庄木々佐　料理店
北海道空知郡滝川町廣小路二丁目三十四番地
福井縣人明治四十二年渡道
滝川ニ於テ料理店ヲ開業シ
今日ニ至ル

歳四十九　吉虎崎矢　商貨雑
北海道空知郡芦別市芦別下五ノ沢
地番三十五番地ノ一
長野縣人明治三十五年渡道
移住當時ハ僅カ一戸ノ寒村ニシテ
交通ノ不便ト闘ヒ
大正七年多年ノ功績ニヨリ
村會議員ニ選ハレ
現在ニ至ル

歳五十三　實春野小　商物古
北海道北見國常呂郡綱走町字東藻琴
地番二十四ノ一　移住ノ際ハ開墾地ニ適スル農具ヲ携帯シ来リ
宮城縣人大正四年渡道ス

歳五十五　安杉谷藏　ピル材及製材業
北海道常呂郡佐呂川村字川口八線六番地
三重縣人明治二十八年渡道開墾ニ着手シ
本道開拓ニ努力シ村會議員ニ選ハレ
村政ニ参与シ
村長ニ推サレ
大正九年ニ至ル

歳八十五　郎四彌浦石　牧畜業及農業
北海道北見國常呂郡綱走町字東藻琴大字大町一線一番地
富山縣人明治二十二年渡道ノ日ヨリ
今日ニ至ル迄ノ間
開墾ニ従事シ
大正九年ニ至ル

歳六十五　郎太嘉丹四　農業
北海道北見國常呂郡綱走町字東藻琴上三線四番地
廣島縣人明治四十一年渡道
開墾ニ着手シ
今日ニ至ル迄ノ間
成功ノ域ニ達シ
大正九年ニ至ル

歳六十三　作要部廣　食料品商
北海道空知郡滝川町字東藻琴
地番六百四ノ四ノ北ヲ通ス
新潟縣南蒲原郡ノ出身ニシテ
大正五年渡道シ
大正九年ニ至ル迄ノ間
開墾ニ従事シ
現在ニ至ル

歳三十三
四十四野原踏
里ニ今日今心ヨ

歳九十五　尾關佐兵衛　農業兼倉庫業
北海道白糠郡白糠村大字茶路村大字野原
現見ヲ成功ノ口今力努開墾後還渡人組阜縣ニ
岐ヲ長組合組員原組織ニ

歳三十五　吉留田坪　業未晴
北海道雨龍郡深川町本町丁五丁目
福井縣ノ出身ニシテ多年ニ
ノ日今果結ノ開墾
ン厚用信ニ問者業同ル至ニル見ヲ榮繁

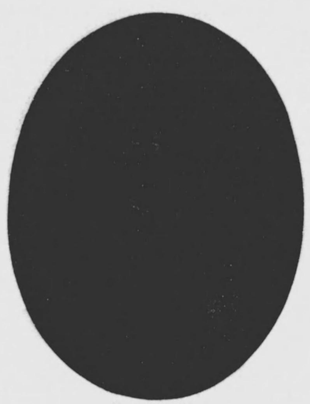

歳八十六　藏米杉上　農業
北海道雨龍郡深川町字東來町一番地
日露戰役ノ功ニヨリ勳七等
長戸兵庫縣多年シテ
ス

歳四十七　助幾添山　農業
北海道北見國常呂郡佐呂間村字知來
三八線拾番ニ專心今日
德島縣人明治二十二年
ノ產ヲナセリ

歳七十五　松四與川吉　農業
北海道北見國常呂郡野付村字
丁新
石川縣人日露戰役ノ功
村ニ風八勳等叙
政ニ盡力シ種各公事業ニ
ス獻ニ貢

歳五十五
上幌市街番外地
學校保護會
貢獻ス

歳二十六　定田泰　業負請
北海道厚岸町字松葉町二十二番地
兵庫縣出身戰功ニ依リ勳八等現ニ同町工鐵
組合組長ヲ

歳三十五　太忠田柴　農業
北海道紋別郡遠輕村字白遠輕西一線
山形縣人明治四十年渡道ノ成功者ナリ部落
組長其他ノ公職ニアリ

歳四十三　治平沼柳　畜產業農
北海道北見紋別郡下湧別二千六百七十二番地
ニシテ者ニ渡道ノ成功ニアリ
農事實行組合長其他ノ公職ニアリ

歳二十六　郎五宮田恩　農業
北海道紋別郡湧別村四百二十二番地
岐阜縣人明治二十八年渡道ノ成功者也

歳七十六　郎太晉井中　農業
北海道雨龍郡深川町字メム五十二番地
奈良縣ノ出身多年農事改良ニ努ス又町
教ス念ニ瓦ニ專
入役土工組合專務理事トシテ盡ス

歳二十七　吉藤藤須　雜穀商兼貸家

北海道厚岸郡厚岸村大字大松字岸六番地二十九町目

現ニ農業ノ傍ラ青森縣人ノ移住ニ關シ盡力シ其ノ成功ヲ見タリ

歳五十六　郎次亀木對　農業

北海道釧路國白糠郡白糠村大字白糠一線西北角

村會議員農業ニシテ人格高潔ニシテ衆望ノ歸スル所ナリ

歳三十三　門衛右衛橋高　農業

北海道白糠郡白糠村大字上茶路原野四十四番地

專心農業ニ從事シ其ノ成績優良ニシテ縣知事ヨリ表彰セラレタリ

歳卜五　衛兵佐關尾　農業兼貸家

北海道白糠郡白糠村大字茶路原野

現ニ村會議員ニシテ村治ニ盡力シ其ノ功績顯著ナリ

歳三十五　吉留田坪　雜穀商兼農業

北海道雨龍郡深川町本町五丁目

明治三十年ノ開拓ニ際シ移住シ爾來克ク勤勉力行シ今日ノ成功ヲ收メタリ

歳二十三　郎太正林小　商業

北海道根室國根室町大字弥生町七丁目十番地

現ニ雜貨商ヲ營ミ傍ラ村會議員ニ當選シ村治ニ參與シツヽアリ

歳四十七　藏吉留切　製船業

北海道根室國根室町大字別一番地

大正十一年現住所ニ移住シ爾來克ク勤勉力行今日ニ至レリ

歳五十五　治貞黒小　木材及木炭

北海道釧路國厚岸郡厚岸町大字上幌市街番外地

漁業ノ傍ラ小學校ノ教師ヲ勤メ後チ村會議員ニ當選シ現ニ厚岸町會議員ニシテ町長ノ重任ヲ負ヘリ

歳六十二　定田春　漁業兼精米業

北海道厚岸郡厚岸町字松葉町二十五番地

日露戰役ニ際シ出征シ勇敢ニ奮戰シ功ヲ立テ勳八等ニ叙セラレ金鵄勳章ヲ授與セラル

歳三十五　太忠田柴　農業

北海道釧路國白糠郡白糠村大字茶路原野

岐阜縣出身ニシテ明治四十二年渡道後勤勉力行克ク其ノ目的ヲ達シ現ニ白糠信用組合組長タリ

民衆の參與する陪審裁判の話

従前我國の裁判は專門の裁判官の仕事となつて居つて、一般國民はいつも裁判を受ける立場にあつたのである。

然るに昭和三年十月一日から、陪審法が實施されたので、專門の裁判官の外に、一般國民も法廷に立つて、是れまで裁判官のみの仕事であつた、裁判事務の一部を取扱ふことになつた、これを陪審裁判と云ふのである。

各國の陪審制度　陪審制度は外國では古くから行はれて居る、殊に英國では七百年餘も前から行はれ、歐洲大陸では西紀一七八九年に於ける、彼の有名な『フランス』大革命の際、此革命第一に開かれた國民議會に於て、陪審制度の採用を決定したのである、以後歐洲大陸では、漸次此制度を採用して、現今歐洲大陸で陪審制度を採用してゐないのは、土耳古、和蘭、西班牙の三ヶ國だけである。その內全く採用しないのは、土耳古一ヶ國だけで、他の和蘭、西班牙は一旦採用して後之れを廢止した

下田庚子郎　歳三十九
古物商
北海道苫小牧町錦町二十二番地
明治四十五年苫小牧ニ移リ今日ニ至ル
正大始開本道渡米後ハ拓殖ニ従事シ帰朝後出身地ニ於テ開業シ爾来四十年ノ成功ヲ見タリ

平喜村元　歳三十六
農業
北海道北見國網走郡美幌町六十四番地
明治四十年渡米シ大正元年帰朝後拓殖ニ従事シ現在ニ至ル

戸田留次　歳四十
農業兼運輸業
北海道北見國斜里郡斜里村字ウトロ百九十一番地
明治三十三年渡米シ日露戦役ニ出征シ帰朝後開墾ニ従事シ現在ニ至ル

吉野守
北海道空知郡砂川村在住

西島甚太郎
北海道河東郡音更村字下音更

郎次幸堂經　歳三十四
農業
北海道十勝國河東郡音更村字大津線一番地
明治三十七年ニ渡米シ大正五年帰朝後ハ農業ニ従事シ現在ニ至ル
大正五年音更村青年会副会長タリ

浅治岡崎　歳五十五
農業
北海道北見國斜里郡斜里村字ウトロ百九十一番地
明治四十年渡米シ日露戦役ニ出征シ帰朝後ハ農業ニ従事シ現在ニ至ル
大正五年斜里村青年会副会長タリ

大久保直太郎
北海道空知郡砂川村在住

民衆の參與する陪審裁判の話

従前我國の裁判は專門の裁判官の仕事となつて居つて、一般國民はいつも裁判を受ける立場にあつたのである。

然るに昭和三年十月一日から、陪審法が實施されたので專門の裁判官の外に、一般國民も法廷に立つて、是れまで裁判官のみの仕事であつた、裁判事務の一部を取扱ふことになつた、これを陪審裁判と云ふのである。

各國の陪審制度　陪審制度は外國では古くから行はれて居る、殊に英國では七百年餘も前から行はれ、歐洲大陸では西紀一七八九年に於ける、彼の有名な「フランス」大革命の際此革命第一に開かれた國民議會に於て、陪審制度の採用を決定したのである、以後歐洲大陸では、漸次此制度を採用して、現今歐洲大陸で陪審制度を採用してゐないのは、土耳古、和蘭、西班牙の三ヶ國だけである。その内全く採用しないのは、土耳古一ヶ國だけで、他の和蘭、西班牙は一旦採用して後之れを廢止したのである。米國は英國の殖民地であつた關係上、建國の初めから英國の制度を、其儘採用して居るのである。

陪審の種類　陪審制度にも種類があつて、之れを大別すれば、民事陪審と刑事陪審となる。又刑事陪審を分ちて起訴陪審(一名大陪審)公判陪審(一名小陪審)となる、民事陪審と云ふのは、民事即ち財産上の請求或は身分に關する訴訟事件について、陪審員が事實の認定をするのである。刑事陪審とは犯罪に關する認定をするので、其内起訴陪審(大陪審)は、刑事々件を起訴して公判に廻すか、或は又不起訴にするかを決定するのに、陪審を附するので、謂はゞ檢事の陪審である。公判陪審(小陪審)は檢事が起訴して、豫審判事が公判へ廻した刑事々件の公判に附さるゝ陪審で何れも素人が陪審員として參與するのである。

我國に於ける陪審制度の由來

英國で此制度を採用した原因は人民が官憲の壓制に苦しみ、裁判の專斷橫暴によつて、生命財産を蹂躙されたので、其の厄難から免れるために、陪審制度を要求して實施されたのである、其の他の諸國に於ても畢竟これと同樣の精神から採用されたのである。

然るに我國で採用された理由は外國とは違つて、立憲制度の大精神に基いて居るのである、卽ち一般國民の智識が發達したので、國民をして裁判にも參與せしめ裁判制度の運用を從來よりも、一層圓滑にして、裁判に對する國民の信用を、一層大ならしめやうとする精神から來て居るのであつて、從來の裁判制度に著るしい弊害があつたからと云ふのではない。

獨特の陪審法　吾國の陪審法は、刑事の公判陪審(小陪審)を採用したのであるが何故に我國に於ては刑事の公判陪審のみを採用したかと云ふに、我國民は陪審に關して何等の經驗がなく、又法律上の常識も缺乏して居るので、凡ての裁判にこれを採用することは、法を運用して行く上に懸念がある、殊に民事裁判は專門的な法律上の智識が必要なので、素人の陪審員には六ケ敷いと云ふので、之れを除外したのである。

我が陪審法では、陪審員は犯罪事實の有無を評議して、裁判所に其結果を答申するに止まるのである、而して事實の有無は、矢張裁判所が陪審員の答申に基いて、之れを認定するので、陪審員の答申が著しく不公平不當と認めたときは、裁判所は、其の事實を更に他の陪審の評議に附することが出來るのである。

陪審裁判事件　我が陪審法で、陪審の評議にかけられる事件は、前述の通り刑事犯罪事件のみに

吉野守
北海道戸部在住全弁護士

大久保直太郎
長崎縣西彼杵郡高田村三百二十九番地

限られて居つて法定陪審事件と請求陪審事件の二種類がある。

法定陪審事件は、殺人、放火とか云ふやうな死刑又は無期の懲役或は禁錮などに處せられることのある事件で、法律上當然陪審にかけられるのである。

請求陪審事件とは、被告人が陪審裁判を請求した場合にのみ陪審の評議にかけるゝことのある事件で、強盗、詐欺横領、文書僞造行使と云ふやうな三年より重い懲役又は禁錮に處せらるゝことのある事件で、被告人が請求しないときは、普通の裁判によるのである、而して其請求をする時期は第一回公判の日までにせねばならぬ、尤も其第一回公判の日の前でも、一番初めて決まつた公判の日の呼び出しを受けた日から、十日經過したときは、最早陪審の請求は出來ないのである。

以上述べた事件の中でも、陪審にかけるのが不適當として、陪審にかけることを許されない事件がある、例へば皇室皇族に對する危害罪、內亂外患國交に關する罪、暴擾罪、陸海軍刑法其他軍機に關する犯罪、選舉法違反事件、國體の變革、私有財產制度否認に關する犯罪等である。

辭退と取下げ　我陪審法は、被告人の意思に反してまでも、陪審の手續をとると云ふのではなく法定陪審事件でも、被告人が陪審の辭退と云ふのである。

辭退の形式は法律に何等規定がないから、書面に認めて出しても口頭で申し出ても宜しい、但しれるのである、これを陪審にかけられるので、一旦請求して後陪審を望むことを希望しないときは、普通の裁判で公判が開かれるのである。

其時期は、檢事が公判廷で被告事件に付いて陳述をする前と規定されてある。

請求陪審事件は、被告人の請求によつて初めて陪審にかけられるので、一旦請求して後陪審を望まなくなつたときは其請求を取下げることも出來る、これを陪審の取下げと云ふのである。而して取下げの出來る時期は辭退の場合と同樣檢事が公判廷で、被告事件について陳述する前ならば宜しい。

自白した場合陪審にかけぬ　我國の陪審法では、陪審の評議に附してその意見を求めるのは、犯罪事實の有無だけであるから、被告人が公判準備手續中又は公判の際に、自分で犯罪事實を認めた場合、卽ち自白した場合は、何も陪審員の意見を求むる必要は無いことになるから、陪審の評議にはかけないのである。

この自白は公判準備手續中、又は公判に於ける自白であつて警察官や檢事又は豫審判事の取調べに對して自白しても、公判準備手續中又は公判に於て前の自白を飜へせば、陪審にかけられるのである。

又被告人が數人あつて、其中の一人は犯罪事實を自白したが、他の被告人が認めぬときは、其犯罪事實を認めぬ者のみを陪審裁判にかけるのである。

如何なる人が陪審員となるか

陪審員となるには、左の四要件を具備せねばならぬ。一、日本臣民で三十歲以上の男子たること二、引續き二年以上同一市町村內に住居すること　三、引續き二年以上直接國稅三圓以上納むること　四、讀み書きが出來ること。

右は毎年九月一日の現在で調査するのであるが、其後國籍を失ふとか、或は病氣の爲讀み書きが出來なくなつた場合は資格を失ふのである、併し第二、三項の要件卽ち住居及び納稅のことは、九月一日以後變更したからとて、其選ばれる年度の陪審員となる資格には何等の影響がないのである

陪審員候補者　地方裁判所長は、毎年九月一日迄に翌年必要な陪審員の人數を定めて、これを管內　市町村に割當て、市町村長に通知する、市町村長は、陪審員資格者三名以上の立會で、抽籤で決定して陪審員候補者名簿を作り、これを十一月三十日までに地方裁判所長に送附する、又當籤者にそれ〳〵通知する一方、其氏名を告示せねばならぬ。

陪審員無資格者　陪審員となるに必要な、前記の四條件を備へて居つても、全然陪審員となることの出來ぬ者があるそれは　一、禁治產者、準禁治產者　二、破產者であつて未だ復權せざる者　三、聾者、唖者、盲者　四、懲役、又は六年以上の禁錮刑法の重罪の刑又は重禁錮に處せられたる者であつて、此等は何れも、正義公平を旨とせねばならぬ、貴重な裁判手續に參與することは不適當であるからである。

陪審員缺格者　陪審員缺格者とは、陪審員となる資格が充分あつても種々の關係から、陪審員の職務に就かしめぬものがある、それは　一、國務大臣　二、在職の判事、檢事、陸海軍法務官　三、在職の行政裁判所長官、行政裁判所評定官　四、在職の宮內官吏　五、現役の陸海軍々人　六、在職の廳府縣長官、島司、廳官、廳長　七、在職の警察官吏　八、在職の監獄官吏　九、在職の裁判所書記、裁判所書記十、在職の收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏　十一、郵便電信電話鐵道及軌道の現業に從事する者及船員十二、市町村長　十三、辯護士、辯理士　十四、公證人、執達吏、代書人　十五、在職の小學校教員　十六、神

事實を認めぬ者のみを陪審裁判にかけるのである。

如何なる人が陪審員となるか

陪審員となるには、左の四要件を具備せねばならぬ。一、日本臣民で三十歳以上の男子たること　二、引續き二年以上同一市町村内に住居すること　三、引續き二年以上直接國稅三圓以上納むること　四、讀み書きが出來ること。

右は毎年九月一日の現在で調査するのであるが、其後國籍を失ふとか、或は病氣の爲讀み書きが出來なくなつた場合は資格を失ふのである、併し第二、三項の要件即ち住居及び納稅のことは九月一日以後變更したからとて、其選ばれる年度の陪審員となる資格には何等の影響がないのである

陪審員候補者　地方裁判所長は、毎年九月一日迄に管内市町村に割當て、市町村長に通知する、市町村長は、陪審員資格者三名以上の立會で、抽籤で決定して陪審員候補者名簿を作り、これを十一月三十日までに地方裁判所長に送附する、又當籤者にそれ〳〵通知する一方、其氏名を告示せねばならぬ。

陪審員無資格者　陪審員となるに必要な、前記の四條作を備へて居つても、全然陪審員となることの出來ぬ者があるそれは　一、禁治產者、準禁治產者　二、破產者であつて未だ復權せざる者　三、警察官、監獄官吏　四、懲役又は六年以上の禁錮當刑法の重罪の刑又は重禁錮に處せられたる者であつて、此等は何れも、正義公平を旨とせねばならぬ貴重な裁判手續に參與することは不適當であるからである。

陪審員缺格者　陪審員缺格者とは、陪審員となる資格が充分あつても種々の關係から、陪審員の職務に就かしめぬものがある、それは　一、國務大臣　二、在職の判事、檢事、陸海軍法務官　三、在職の縣府縣行政裁判所長官、行政裁判所評定官　四、在職の宮内官吏　五、現役の陸海軍々人　六、在職の警察官吏　七、在職の收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏　八、在職の監獄官吏　九、在職の裁判所書記、裁判所書記長官、島司、廳官、廳長　十、在職の電信電話鐵道及軌道の現業に從事する者及船員　十一、郵便電信官吏　十二、市町村長　十三、辯護士、辯理士　十四、公證人、執達吏、代書人　十五、在職の小學校敎員　十六、神官、神職、僧侶、諸宗敎師　十七、醫師、齒科醫師、藥劑師　十八、學生、生徒

陪審員除斥者　陪審員除斥者とは、陪審員となる資格はあつても、特別の事情の爲め陪審員としての職務をとることから、除斥せらるゝものを云ふので　一、陪審員が被害者なるとき　二、陪審員が私訴當事者なるとき　三、陪審員が被害者若くは私訴當事者の親族なるとき又は親族たりしとき　四、陪審員が被告人、被害者若くは私訴當事者の屬する家の戶主又は家族なるとき　五、陪審員が被告人、被害者又は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるとき　六、陪審員が被告人、被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるとき　七、陪審員が事件に付告發を爲したるとき　八、陪審員が事件に付證人又は鑑定人となりたるとき　九、陪審員が事件に付被告人の代理人、辯護人、補佐人又は私訴當事者の代理人となりたるとき　十、陪審員が事件に付判事、檢事司法警察官又は陪審員として職務を行ひたるとき　これらは人情上公平無私な態度で判斷を下すことは困難であるから除斥したのである。

陪審員の辭退　身心の狀態又は職務の關係から陪審員となることを辭退することが出來るものがある、それは　一、六十歳以上の者　二、在職の官吏、公吏、敎員　三、貴族院議員、衆議院議員及び法令を以て組織したる議會の議員但會期中に限る。

辭退の手續きは、法律に規定がないから、書面なり口頭なりで、裁判所へ申出でればよいのであるが、辭退の届けをせずに、呼出に應ぜぬときは處罰を受けるからよく注意をせねばならぬ。

陪審裁判の開廷される順序

陪審員は一事件について十二人と定まつてゐるが、事件が面倒で公判が二日も三日もかゝる樣な見込のときは、一人又は數人の補充陪審員を選定しておいて、正陪審員中に病氣或は其他の事故で差支を生じた場合に直にこれに代つて職務をとる豫備員である、從つて補充陪審員は公判廷には立つて居るが、缺員の生ぜぬ限り、陪審の評議に參加することは出來ないのである。

然らば如何にして十二人を選ぶかと云ふに先づ地方裁判所長は一名又は數名の、裁判所書記立會のもとに、抽籤の方法によつて、甲の町から何人、乙の村から何人と云ふ風に、陪審員候補者中から合計三十六人を選定し、五日間以上の猶豫期間を與へて公判期日に呼び出すのである。

十二人に對して三十六人も呼び出すのは、病氣或は已むを得ざる理由で當日出頭出來ぬ者もあり又除斥せらるゝ者もあるからである、而してその出頭者は、必ず二十四人以上なければならぬ、若し二十四人に達せざるときは、裁判長は之れを補充するため、裁判所所在地又はその附近の市町村

の陪審員候補者中より、抽籤を以て必要なる人數を選定し、便宜な方法によつて之れを呼び出し補充するのである。この抽籤にも裁判所書記、被告人、辯護人及び陪審員が列席の上で、先づ裁判長が陪審員の氏名職業及び住所を記載した書類を、檢事及被告人に渡して、其中に除斥者があるかないかを訊ねる。又陪審員に對しても同樣に訊ねる。次に出頭した陪審員が、何れも有資格者であるや否やを取調べる以上の手續きをした後に檢事と被告人が陪審員の忌避といふ手續きをする。

忌避と決定　これは檢事又は被告人に於て信用出來ないと思ふ者卽ち公平な判斷をしまいと思はるゝ者があればこれを排斥するのである。忌避をする手續は法廷で裁判長が出頭した陪審員各自の姓名を記した氏名票を抽籤函に入れ、その上で檢事及び被告人に對して何人忌避出來るか云ふことを告げ、而して裁判長は抽籤函から陪審員の氏名票を一つゝ抽出してその名前を讀みあげる、その際に先づ檢事からその陪審員を承認するとか忌避するとかを申立てる、忌避と云はれたときは其陪審員は退席する、若し檢事が承認すれば今度は、被告人が忌避するとか承認するとかを告げる、被告人が忌避と申せばその陪審員は退席する、斯くして檢事も被告人も承認したときはその陪審員は法廷に殘る、この手續を繰返して結局十二名若くは十二名に補充陪審員を加へた人數が法廷に殘つて抽籤の順序で着席するのである。この手續は公判でないから公開はしない、從つて傍聽人は入れないのである。

公判の手續　公判は三人の判事、檢事、被告人、辯護人及び原則として十二名の陪審員が列席した上で開かれるのである。

先づ裁判長は起立して、陪審員に對し陪審員としての心得を諭告する、それがすむと裁判長は「良心に從ひ公平誠實に其の職務を行ふことを誓ふ」と書いてある宣誓書を朗讀し陪審員はこれに署名捺印して、宣誓を終るのである、宣誓のときは法廷に居る全部の者が起立せねばならぬことになつて居る。

陪審員の宣誓が濟むと、裁判長は被告人の住所、氏名、年齡、職業などを訊き、其人違ひなきを確めると次ぎに檢事から起訴になつて居る被告事件卽ち公訴事實を述べる、そこで裁判長は被告人に對して檢事の陳述した起訴事實が果して事實に相違ないかどうかについて訊問する。

此處で被告が「其通りです」と答へれば、直に陪審を廢して通常の裁判に附せられることになる、其陳は前にも述べた如く、被告が檢事の公訴事實を認める、卽ち自白した場合には陪審にかけないことになつて居るからである、然し實際は左樣な例は殆ど無いことで被告が檢事や豫審判事に述べた事實、卽ち公判前の自白を飜へして之を否認するから茲に始めて陪審公判に附せられると云ふのが通例である。

それから證人や鑑定人の訊問證據調べをする、その間に陪審員は裁判長の許可を受けて自ら被告人、證人、鑑定人等に質問することが出來るのである。證據調べは犯罪事實の有無を判斷する基礎となるので最も大切なことであるから陪審裁判では、公判廷に於て陪審員の面前で取調べをするのである。

證據調べが濟むと、檢事は犯罪事實の有無並に法律上の問題について意見を述べ、次に被告人及辯護人が意見を述べるのである。

辯護人の辯論が終ると、裁判長は說示と稱して、素人の陪審員によく判る樣に、その事件について、事實上の關係、證據及び法律上の論點等に關して、詳しく說明をする但し自分の意見がましいことは、絶對に述べてはならない、それが終ると裁判長から、陪審員に問書を渡す問書は犯罪事實に對して『然り』或は『然らず』と答へ得る樣な問になつて居る、問書には主問、補問及び別問とがあつて、補問別問は無いこともあるが主問が無いと云ふことは絕對にないのである。

評議と答申　陪審員は問書の交付を受けたならば評議室に退く評議室に入れば先づ第一に陪審長を互選し陪審長が議長となつて、各陪審員が評議をするのである、評議中に若し裁判長の說示を充分理解することが出來ぬとか、或ひは不明瞭な點があつて、評議を進めることが出來ぬ樣な場合は、裁判長に對して更に說示を請求することも出來るのである。

陪審員は一旦評議室に入つたならば評議を終るまでは、裁判長の許可なくしては、評議室を出たり或は他人と交通することは出來ない、又評議室には裁判長と雖も素りに出入することは出來ないのである。

陪審の評議は過半數の意見によつて決定するものであるが、若し犯罪事實を認むるものと認めざるものとが同數なる場合は認めざるものと看做されるのである。

愈陪審の評議が定まると、之を裁判長に答申するのであるが、此答申は問書の餘白に『然り』とか

ことになつて居るからである然し實際は左樣な例は殆ど無いことで被告が檢事や豫審判事に述べた事實卽ち公判前の自白を飜へして之を否認するから玆に始めて陪審公判に附せられると云ふのが通例である。

それから證人や鑑定人の訊問證據調べをする、その間に陪審員は裁判長の許可を受けて自ら被告人、證人、鑑定人等に質問することが出來るのである。證據調べは犯罪事實の有無を判斷する基礎となるので最も大切なことであるから陪審裁判では、公判廷に於て陪審員の面前で取調べをするのである。

證據調べが濟むと、檢事は犯罪事實の有無、並に法律上の問題について意見を述べ、次に被告人及辯護人が意見を述べるのである。

辯護人の辯論が終ると、裁判長は、說示と稱して、素人の陪審員によく判る樣に、その事件について、事實上の關係、證據及び法律上の論點等に關して、詳しく說明をする但し自分の意見がましいことは、絕對に述べてはならない、それが終ると裁判長から、陪審員に問書を渡す問書は犯罪事實に對して「然り」或は「然らず」と答へ得る樣な問になつて居る、問書には主問補問及び別問とがあつて、補問別問は無いこともあるが主問が無いと云ふことは絕對にないのである。

評議と答申　陪審員は問書の交付を受けたならば評議室に退く評議室に入れば先づ第一に陪審長を互選し陪審長が議長となつて、各陪審員が評議をするのである、評議中に若し裁判長の說示を充分理解することが出來ぬとか、或ひは不明瞭な點があつて、評議を進めることが出來ぬ機な場合は、裁判長に對して更に說示を請求することも出來れば又問書に解し難い字句があれば、說明をして貰ふことも出來るのである。

陪審員は一旦評議室に入つたならば評議を終るまでは、裁判長の許可なくしては、評議室を出たり或は他人と交通することは出來ない、又評議室には裁判長と雖も素りに出入することは出來ないのである。

陪審の評議は過半數の意見によつて決定するものであるが、若し犯罪事實を認むるものと認めざるものとが同數なる場合は認めざるものと看做されるのである。

愈陪審の評議が定まると、之を裁判長に答申するのであるが、此答申は問書の餘白に「然り」とか「然らず」とか記入して、陪審長が署名捺印して之を裁判長に差出すのである、若し答申に不備又は矛盾の點ある場合は、裁判長は之を陪審長に返付して、答申を訂正する樣命ずることが出來る。

陪審の答申が適法であるときは裁判長は公判廷に於て訴訟關係人列席の上、裁判所書記をして問書及び之れに對する答申を朗讀させ、然る後陪審員を退廷せしめる斯くして陪審の審理は終了し陪審員の職務は終るのである。

陪審の更新　若し裁判官が陪審の答申を不當と認めたときは、裁判所は、陪審手續の更新と稱し、他の陪審の評議にかけるため、更めて管內候補者の中から前記と同樣の方法で呼出し更に審理の仕直しをすることが出來るのである。

陪審の上訴　陪審員が評議の上犯罪事實に關して爲したる判斷は、云はゞ國民を代表し、良心に從つて公平にやつた判斷であるから、それに基いてなしたる判決に對しては、不服を述べ得る性質のものでないとして、絕對に控訴を許さぬことになつてゐるが、陪審の構成が法律に違反してゐたとか、裁判長の說示が違法であつたとか或は陪審員となることの出來ぬ者が、陪審員となつたとか云ふ場合は、直接大審院に上告することが出來るのである、併し犯罪事實の認定が間違つたと云ふ理由を以てしては上告は出來ないのである。

陪審の費用と旅費日當の給與

我が陪審法で陪審費用として計上されるものは　一、陪審員の呼出に要する費用　二、陪審員として呼出した三十六人に給與する旅費、日當又は事件の審理が數日に亘るときは十二人の陪審員及び補充陪審員に給與する日當止宿料

陪審費用は法定陪審事件にあつては、被告人が辭退せぬ限り、當然陪審にかけるのであるから、其費用は國家が負擔するのが至當であると云ふので、被告人には一切負擔させぬ事になつてゐるが請求陪審事件は被告人の請求によつて、初めて陪審にかけるのであるから、其全部又は一部を被告人に負擔せしめることになつてゐる尤も無罪となつたときは被告人に負擔せしめないのである

茲に注意すべきは、有罪となつた場合被告人の負擔する陪審費用の事であるが、これは處刑とは何等關係がないので、能力がない爲め支拂ふ事が出來ぬからとて、刑期が增えると云ふのではない、支拂能力がなければそれまでのことである、又裁判所でも支拂能力のないものからまでも、無理にとらうとするのではなく、場合によつては、被告人に陪審費用の負擔を命ぜぬこともあるのである

陪審員の日當　陪審員には旅費日當止宿料を給與することになつて居る、旅費は三階級の區別

があ る汽船汽車等は二等運賃を二階級ある場合は上級の運賃を階級のない場合は水路は一海里に付十五錢以内陸路は一里に付九十錢以内の割合で支給されるのである。

日當は公判の審理に干與したとき即ち陪審員として法廷に立つた日は一日に付五圓審理に干與しないとき即ち呼び出しを受け出頭したが當籤しなかつたやうなときは一日に付二圓五十錢の割合で支給されるのである。

止宿料は裁判所の陪審員宿舍に泊つたときは一泊二圓五十錢宿舍以外に泊つたときは一泊五圓支給されることになつて居るが宿舍以外に泊ることは殆ど無いことである。

以上の手當は判決が下る前に請求しないと支給されぬことになつて居るから注意を要する。

陪審員の心得　陪審員は國民の代表者として貴重な裁判事務に參與するのであるから陪審員たることは名譽の權利であると同時にその裏には重大な義務のあることを知らねばならぬ故にその職務を盡さなかつたときは法律で相當の制裁を加ふることになつてゐる即ち　一、陪審員として呼び出しを受け乍ら故なくして出頭しなかつた時は五百圓以下の過料　二、法廷に於て良心に從ひ公平誠實に職務を行ふべきことを宣誓せねばならぬのであるがこの宣誓を拒んだ場合は五百圓以下の過料　三、公判に立會つた陪審員は其評議の終る迄は素りに他人と交通したり退廷することは出來ない之に違反した場合は五百圓以下の過料　四、陪審員は陪審員の答申前裁判長より守るべき事項を示さるるが若し違反すれば五百圓以下の過料　五、陪審員は其評議の模樣や、各陪審員の意見若くは其の數の多少等を他に洩らした場合は千圓以下の罰金又陪審員の洩らした事柄を新聞紙其他の出版物に揭載すると二千圓以下の罰金　六、陪審員以外の者が裁判長の許可なくして陪審の評議室に入つたり又は陪審の評議を終る前裁判所で陪審員と交通したものは五百圓以下の罰金　七、陪審員に對し有罪の答申をして呉れとか無罪の答申をして呉れとか依頼したり又は評議を終る前に陪審員に對し自分の意見を述べたりしたものは一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せらる。

陪審の任務は國民の尊き義務

陪審員なんて役所で勝手に定めて置いて勝手に呼出し剩さへ外部との交通を斷ち宿舍に泊めるなどいふ事は迷惑千萬であると云ふやうな聲を耳にすることもあるが是こそは立憲法治國民として實に不謹愼極まる言である凡そ一國の政治の良否は直に國民の安寧幸福に反映するものであつて今日に於ては最早國民は政治に無關心たるを得ない言ふ迄もなく立憲政治の妙諦は立法行政司法の三大部門が夫々機能を發揮するにある如何に立法部に於て國民の代表者達が集まつて良法案を議定すると雖も之が運用を誤る時は却つて死法となり惡法と化するのである斯るが故に國民は一方に於て良法の制定に參與すると同時に他の一面に於ては嚴に國法を守護しなければならない國民が國法を守護するとは取りも直さず國民の司法參與である抑國家統治の大權は　天皇御一人の總攬し給ふところで立法も行政も共に天皇の大權であるが　天皇の大御心の發露によつて夙に國民をして參與せしめられ來つた處である然るに獨り司法の大權に對しては久しく門戸を鎖されて來たのであるが斯くては我立憲政治の根本義に悖る憾みありとして昨昭和三年十月一日から愈々素人たる一般國民の司法參與となつたのが即ち我陪審制度の始まりである既に我國民は立法行政の二大部門に對して參與して居る今や遲蒭ながら司法參與に對しては一段と努力を拂はなければならない斯く觀じ來れば陪審員たることは實に國民にとり名譽の權利であると同時に重大なる義務である冀はくば我國民は今後陪審制度の運用に力を盡し完全なる立憲法治國たらんことを希望する次第である。

陪審關係法規（大正十二年四月十八日法律第五十號）

第一章　總　則

第一條　裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

第二條　死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三條　長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人ノ請求アリタルトキハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第四條　左ニ揭ク罪ニ該ル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付セス

一　大審院ノ特別權限ニ屬スル罪

二　刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

三　陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪其ノ他軍機

第二章　陪審員及陪審ノ構成

第十二條　陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一　帝國臣民タル男子ニシテ三十歲以上タルコト

二　引續キ二年以上同一市町村內ニ住居スルコト

三　引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムルコト

四　讀ミ書キヲ爲シ得ルコト

前項第二號及第三號ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第十三條　左ニ揭クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

一　禁治產者、準禁治產者

二　破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三　聾者、唖者、盲者

四　懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

第十四條　左ニ揭クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコト

陪審關係法規（大正十二年四月十八日法律第五十號）

第一章　總　則

第一條　裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

第二條　死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三條　長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人ノ請求アリタルトキハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第四條　左ニ揭ク罪ニ該ル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付セス

一　大審院ノ特別權限ニ屬スル罪

二　刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

三　軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪其ノ他軍機ニ關シ犯シタル罪

四　法令ニ依リテ行フ公選ニ關シ犯シタル罪

第五條　第三條ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ爲スヘシ但其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召喚ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　被告人ハ檢事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得　前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス

第七條　被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條　地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評議公平ヲ失スルノ虞アルトキハ檢事ハ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

公判ニ繫屬スル事件ニ付前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第九條　前條第一項ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ　前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日內ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

管轄裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第十條　管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被告人ハ檢事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定ノ迄事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因リ事件陪審ノ評議ニ付スヘカラサルニ至リタルトキハ檢事ノ管轄移轉ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ關スル管轄移轉ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十一條　上訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス

第二章　陪審員及陪審ノ構成

第十二條　陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一　帝國臣民タル男子ニシテ三十歲以上タルコト

二　引續キ二年以上同一市町村內ニ住居スルコト

三　引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムルコト

四　讀ミ書キヲ爲シ得ルコト

前項第二號及第三號ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第十三條　左ニ揭ク者ハ陪審員タルコトヲ得ス

一　禁治產者、準禁治產者

二　破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三　聾者、唖者、盲者

四　懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

第十四條　左ニ揭ク者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス

一　國務大臣

二　在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官

三　在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四　在職ノ宮內官吏

五　現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六　在職ノ廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長

七　在職ノ警察官吏

八　在職ノ監獄官吏

九　在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十　在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏

十一　郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ從事スル者竝船員

十二　市町村長

十三　辯護士、辨理士

十四　公證人、執達吏、代書人

十五　在職ノ小學校敎員

十六　神官、神職、僧侶、諸宗敎師

十七　醫師、齒科醫師、藥劑師

十八　學生、生徒

第十五條　陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

一　陪審員被害者ナルトキ

二　陪審員私訴當事者ナルトキ

三　陪審員被告人、被害者若ハ私訴當事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

四　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ屬スル家ノ戶主又ハ家族ナルトキ

五　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ

七　陪審員事件ニ付告發ヲ爲シタルトキ

八　陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ

九　陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、補佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ

十　陪審員事件ニ付判事、檢事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第十六條　左ニ揭ク者ハ陪審員ノ職務ヲ辭スルコトヲ得

一　六十歲以上ノ者

二　在職ノ官吏、公吏、教員
三　貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ開期中ニ限ル

第十七條　市町村長ハ毎年陪審員資格者名簿ヲ調製シ九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ヲ之ニ登載スヘシ

陪審員資格者名簿ニハ資格者ノ氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納稅額ヲ記載スヘシ

市町村長ハ陪審員資格者名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第十八條　市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ廳ニ於テ陪審員資格者名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

第十九條　法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレタル者ハ縱覽期間内及其ノ後七日内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレサル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明スヘシ

第二十條　市町村長異議ノ申立ヲ正當トスルトキハ遲滯ナク陪審員資格者名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ管轄區裁判所判事及異議申立人ニ通知スヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不當トスルトキハ遲滯ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十一條　前條第二項ノ場合ニ於テ區裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員資格者名簿ヲ修正スヘキコトヲ命シ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　地方裁判所長ハ每年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員數ヲ定メ管轄區域内ノ市町村ニ割當テ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第二十三條　市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ整理シタル陪審員資格者名簿ニ基キ抽籤ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ割當テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ

前項ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十七條第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第二十四條　區裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第二十六條　市町村長前條ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第十三條若ハ第十四條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遲滯ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第二十七條　陪審ノ評議ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ豫メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ數人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ應シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラルルコトナシ

第二十九條　陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十條　陪審ハ檢事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗讀スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十一條　裁判長ハ事件二日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ依ル

第三十二條　同日ニ數箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ數箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條　檢事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ爲構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ爲其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十四條　陪審員ニハ勳令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及止宿料ヲ給與ス

第三章　陪審手續

第一節　公判準備

第三十五條　陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十六條　被告人公判準備期日前辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條　公判準備期日ニハ被告人及辯護人ヲ召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第三十八條　召喚狀ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

第三十九條　公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十條　公判準備期日ニ於ケル取調ハ定數ノ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ爲ス

公判準備期日ニ於テハ辯護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ爲スコトヲ得ス辯護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十一條　第二條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

第四十二條　公判準備ニ於テハ裁判長ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第四十三條　公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又ハ證據物若ハ證據書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第四十四條　裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作リ公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

第四十五條　公判準備調書ニハ前條ニ規定スル事項ノ外被告事件被告人及出頭シタル辯護人ノ氏名竝手續ヲ爲シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事檢事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ裁判長及裁判所書記之ニ署名捺印スヘシ

第四十六條　公判準備ニ於テ爲シタル手續ハ其ノ效力ヲ失ハス

第四十七條　公判期日ニハ第二十七條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十條　陪審員ニ對スル呼出狀ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ過料ニ處スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第五十一條　陪審員疾病其ノ他止ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辭スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第二節　公判手續及公判ノ裁判

第五十二條　陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席シ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第五十三條　前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭

前項ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十七條　第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第二十四條　區裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第二十六條　市町村長前條ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第十三條若ハ第十四條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遲滯ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第二十七條　陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ裁判長ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第四十三條　公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又ハ證據物若ハ證據書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第四十四條　裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作リ公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

第四十五條　公判準備調書ニハ前條ニ規定スル事項ノ外被告事件被告人及出頭シタル辯護人ノ氏名竝手續ヲ爲シタル裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十六條　公判準備調書ハ三日內ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十七條　檢事、被告人及辯護人ハ公判準備期日前第四十三條第二項ノ請求ヲ爲スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第四十八條　裁判所公判準備期日外ニ於テ證據決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ檢事、被告人及辯護人ニ通知スヘシ

第四十九條　公判準備期日外ニ於テ證人又ハ鑑定人ノ訊問ヲ爲ストキハ被告人モ亦之ニ立會フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スコトヲ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立會フコトヲ得ス但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第五十條　前條第一項ノ手續ヲ爲スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條　公判準備中陪審ノ評議ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條　被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ノ申立ヲ爲スコトヲ得　前項ノ申立ハ豫審ヲ經タル事件ニ付テハ豫審判事ニ對シテ其ノ申立ヲ爲シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條　裁判所公判準備期日ニ公訴棄却又ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ爲スヘシ

第五十四條　裁判所公判準備期日ニ免訴ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ爲スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第五十五條　前二條ノ決定ヲ爲スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　第五十一條又ハ第五十三條ノ場合ニ於テ公判準備中ニ爲シタル手續ハ其ノ效力ヲ失ハス

第五十七條　公判期日ニハ第二十七條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條　陪審員ニ對スル呼出狀ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ過料ニ處スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第五十九條　陪審員疾病其ノ他止ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辭スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第二節　公判手續及公判ノ裁判

第六十條　陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席シ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第六十一條　前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補充スル爲裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六十二條　陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ爲スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十三條　出頭シタル陪審員中第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十四條　檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スルコトヲ得忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ向一人ヲ忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定ム

第六十五條　裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レタル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事又被告人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述シヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ハ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ爲ササル時ハ承認ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ爲ササルトキ亦同シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

第六十六條　前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル

旨ヲ宣言スヘシ

第六十七條　陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初ニ當籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ當籤者ヲ以テ之ニ充ツ

第六十八條　陪審員ハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ着席スヘシ

第六十九條　裁判長ハ檢事ノ被告事件陳述前陪審員ニ對シ陪審員ノ必得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓書ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠實ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

第七十條　裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲サシムルコトヲ得

陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

第七十一條　證據ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第七十二條　左ニ揭クル書類圖畫ハ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一　公判準備手續ニ於テ取調ヘタル證人ノ訊問調書

二　檢證、押收又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類圖畫

三　公務員ノ職務ヲ以テ證明スルコトヲ得ヘキ事實ニ付公務員ノ作リタル書類

四　前號ノ事實ニ付外國ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ眞正ナルコトノ證明アルモノ

五　鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類圖畫

第七十三條　裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ爲ス外國ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充スル書類圖畫ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一　共同被告人若ハ證人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

二　被告人又ハ證人公判外ノ訊問ニ對シテ爲シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ變更シタルトキ

三　被告人又ハ證人公判廷ニ於テ供述ヲ爲サントキ

第七十四條　前二條ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類圖畫ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限リ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十五條　證據ト爲スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナキ書類圖畫ハ前三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十六條　證據調終リタル後檢事、被告人及辯護人ハ犯罪ノ構成要素ニ關スル事實上及法律ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

辯護人數人アル場合ニ於テ被告人ノ爲ニスル意見ノ陳述ハ重複シタルヲ之ヲ爲スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル證據ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第七十七條　前條ノ辯論終結後裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論點及問題ト爲ルヘキ事實竝證據ノ要領ヲ說示シ犯罪構成事實ノ有無ニ付評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ證據ノ信否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第七十八條　裁判長ノ說示ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十九條　裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘキ文言ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル爲メノヲ爲スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト爲スヘキ事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ爲スヘシ

第八十條　陪審員、檢事、被告人及辯護人ハ問ノ變更ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第八十一條　裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ交付スヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第八十二條　裁判長ハ評議ヲ爲サシムル爲陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル證據物及證據書類ヲ陪審ニ交付スルコトヲ得

第八十三條　陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議ヲ了ル前評議室ヲ出ヲ又ハ他人ト交通スルコトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス

第八十四條　陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ對シ滯留ノ場所及他人トノ交通ニ關シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第八十五條　陪審員第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前條ノ即定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第八十六條　陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第八十七條　陪審ハ評議ヲ了ル前更ニ說示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ爲スヘシ

第八十八條　答申ハ問ニ對シ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ問ニ揭クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ答申スヘシ

第八十九條　評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ爲スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評議ヲ爲スヘシ

第九十條　陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十一條　犯罪構成事實ヲ肯定スルニハ陪審員ノ過半數ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

犯罪構成事實ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半數ニ達セサルトキハ之ヲ否定シタルモノトス

第九十二條　答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ評議ヲ爲シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第九十三條　裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判書記ヲシテ問及之ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第九十四條　前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第九十五條　裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第九十六條　陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所前條ノ決定ヲ爲ササルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第九十七條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ判決ノ言渡ヲ爲スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付テ事實ノ判斷ヲ爲シタル旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對スル判斷ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第九十八條　刑罰ヲ科スル場合ニ於テハ事實ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第九十九條　前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第百條　裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第百一條　陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所前條ノ決定ヲ爲ササルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第百二條　有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對スル判斷ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第百三條　刑罰ヲ科スル場合ニ於テハ事實ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第百四條　前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第百五條　上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事實ノ審理ヲ爲サシテ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ

破毀ノ理由ト爲リタル事項陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有スル此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ爲スヘシ

第四章　陪審費用

第百六條　左ニ揭クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用ノ一部トス

一　陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二　陪審員ニ給與スヘキ旅費日當及止宿料

第百七條　陪審費用ハ第三條ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負擔トス

第五章　罰則

第百八條　陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ

ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第九十四條　前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第九十五條　裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第九十六條　陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所前條ノ決定ヲ爲ササルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第九十七條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ判決ノ言渡ヲ爲スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對スル判斷ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第九十八條　引續キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ公判手續ヲ更新スヘシ　陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十九條　裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス公訴棄却、管轄違又ハ免訴ノ裁判ヲ爲スヘキ原由アルコトヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評議ニ付セスシテ審判ヲ爲スヘシ

第百條　裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審ニ關スル訴訟手續及裁判長ノ說示ノ要領ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三節　上訴

第百一條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

第百二條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第百三條　上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百四條　左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトズ

一　法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二　第十二條第一項第一號又ハ第十三條ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評議ニ關與シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

三　法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評議ニ關與シタルトキ但シ第六十二條第三項ノ申立ヲ爲ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス

四　忌避セラレタル陪審員評議ニ關與シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

五　裁判長ノ說示法律ニ違反シタルトキ

六　裁判長證據トシテ說示シタルモノ法律上證據ト爲スコトヲ得サルモノナルトキ

七　裁判長法律ノ論點ニ關シ不當ノ說示ヲ爲シタルトキ

第百五條　上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事實ノ審理ヲ爲サスシテ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ

破毀ノ理由ト爲リタル事項陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ爲スヘシ

第四章　陪審費用

第百六條　左ニ揭クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用ノ一部トス

一　陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二　陪審員ニ給與スヘキ旅費日當及止宿料

第百七條　陪審費用ハ第三條ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負擔トス

第五章　罰則

第百八條　陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一　故ナク呼出ニ應セサルトキ

二　宣誓ヲ拒ミタルトキ

三　第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

四　故ナク退廷シタルトキ

五　第八十四條ノ指示ニ違反シタルトキ

第百九條　陪審員評議ノ顚末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ揭載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十條　裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ入リ又ハ陪審ノ評議ヲ了ル前裁判所內ニ於テ陪審員ト交通シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十一條　陪審ノ評議ニ付セラレタル事件ニ付陪審員ニ對シ請託ヲ爲シ又ハ評議ヲ了ル前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十二條　過料ノ裁判ハ陪審員ヲ呼出シタル裁判所檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第六章　補則

第百十三條　市制第六條ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第百十四條　第十二條ノ直接國稅ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

昭和四年十一月十三日發行
昭和四年十一月十三日納本

非賣品

編輯發行兼印刷人　東京市京橋區丸屋町五番地　今泉丈吉
印刷所　東京市牛込區山吹町三丁目百九十八番地　宗文社印刷所　電話牛込一九九三番
發行所　東京市京橋區丸屋町五番地　大日本陪審協會

不許複製

昭和四年十一月十三日發行
昭和四年十一月十三日納本

非賣品

編輯發行兼印刷人　東京市京橋區丸屋町五番地　今泉丈吉

印刷所　東京市牛込區山吹町三丁目百九十八番地　宗文社印刷所　電話牛込一九九三番

發行所　東京市京橋區丸屋町五番地　大日本陪審協會　電話銀座二〇四九番　三〇七七番　振替東京六九三七番
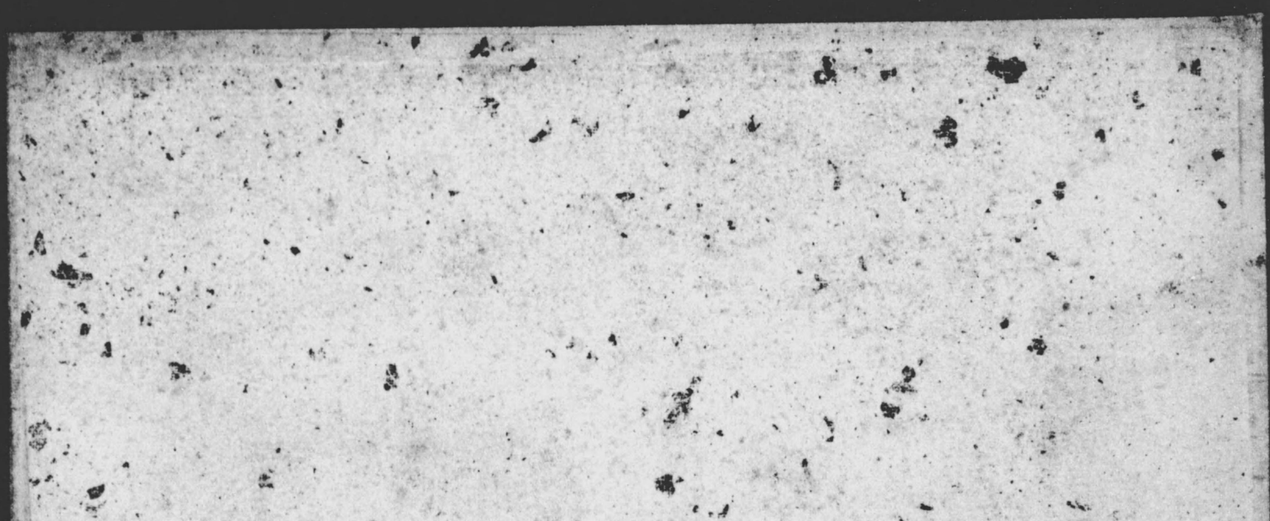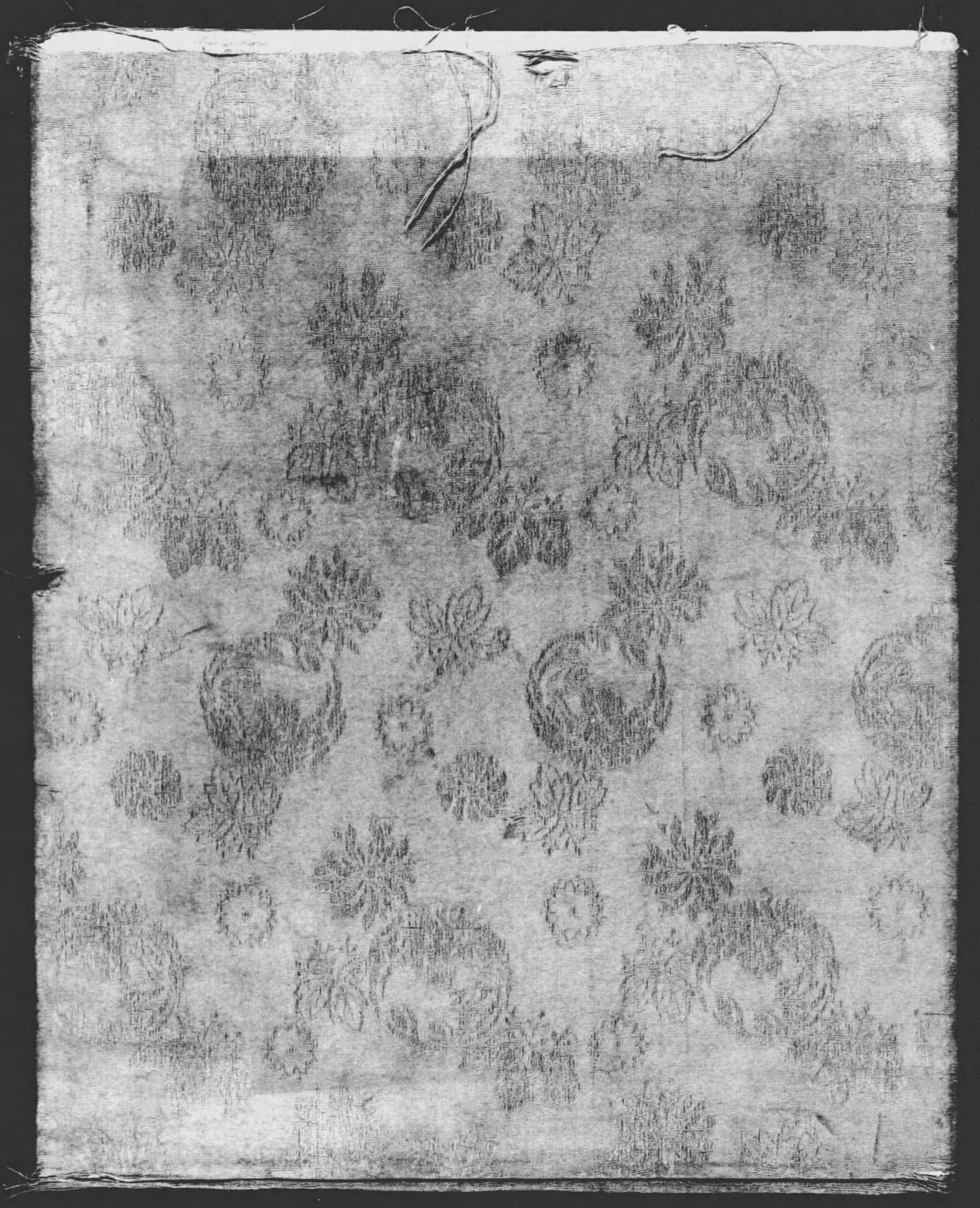
不許複製